

NO.86

2017.4 vol.25

産廃振興財団NEWS

環境と産業の未来のために

—CONTENTS—

- コミュニケーションの難しさ:信頼をいかに結ぶか
東京農工大学 細見 正明
- 廃棄物処理制度専門委員会報告書の内容と解説
環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部企画課長 小野 洋
- 熊本地震で発生した災害廃棄物の処理について
熊本県環境生活部環境局循環社会推進課災害廃棄物処理支援室
- 微量PCB含有電気機器の課電自然循環洗浄法による処理
- 財団のうごき
- 経営塾



公益財団法人 産業廃棄物処理事業振興財団

コミュニケーションの難しさ： 信頼をいかに結ぶか



東京農工大学
細見 正明

福島第一原発事故により環境中に放出された放射性物質（セシウム134とセシウム137）を取り除くための除染は、除染特別区域（国が除染の計画を策定し除染事業を進める地域）において、本年の3月で面的除染（宅地、農地、道路および住宅に隣接する森林における除染）が概ね終了する予定である。福島の復興に向けて重要な節目を迎えている。

除染によって除去される土壌等（放射性物質を含む土壌や側溝の汚泥、草木、落ち葉など）は、黒色の耐候性や防水性、強度のあるフレキシブルコンテナ容器（フレコン、大型土のう袋とも呼ばれる。内容物は1トン程度になる）に入れられる。これらのフレコンは集められ、現場保管か仮置場で一時的に保管される。国は、責任をもって福島県内（大熊町および双葉町）に中間貯蔵施設を設置して、一時保管された土壌等を中間貯蔵施設まで搬入し、減容化したうえで、安全に保管する。濃縮等によりさらなる減容化を行い、（平成27年から）30年以内に福島県外の最終処分施設で処分さ

れることになっている。

除染された土壌等はおよそ2,000万 m^3 と推定され、これら膨大な除去土壌等を中間貯蔵施設まで輸送して、減容化処理をしたうえで管理し、30年後に県外で最終処分するためには、減容化と再生利用に関する技術が重要となる。中間貯蔵除去土壌等の減容・再生利用技術開発戦略検討会では、特に再生資材化した除去土壌の安全な利用を段階的に進めるため、実証事業、モデル事業等を実施して、放射線に関する安全性の確認や具体的な管理の方法の検証に取り組むことになっている。

この一環として、南相馬市において再生資材化した除去土壌を安全に利用するため、南相馬市東部仮置場内において、再生資材化実証実験を行う。実験内容は、大型土のう袋を開封して、異物を除去したうえで、放射線を測定しながら、3,000 Bq/kg以下の土壌を分別する。これらの土壌の水分や粒度調整をして、試験盛土を施工する。これらの工程での土壌等の飛散や流出防止効果をモニタリングするだけでなく、試験盛土の作業上の安

全性や盛土そのものの構造上の安全性、さらには盛土内の放射性物質の挙動などをモニタリングすることになっている。

前置きは非常に長くなってしまったが、この実証事業に関する情報発信や理解醸成活動として、福島高専生による勉強会が現地で開催された(平成29年3月12日)。学生から積極的に様々な質問がだされ、その主な意見は以下の通り。

- ①ベクレルではなく、被ばく線量であるシーベルトで説明してほしい。
- ②雨が降った時の盛土の強度低下やセシウムの流出の被害はないのか。
- ③再生利用への住民の不安があるので、説明会を開いて住民の意見を大事にしてほしい。
- ④周辺住民にメリットはないのか。
- ⑤説明は理解できたが、納得できるところまでは至っていない。
- ⑥信頼できる人からの説明であれば、信用し納得するかもしれない。理解を納得まで持っていける方法を探っていくことが必要。

関係者として、今一度、原点に戻って、こうした質問や意見に対して真摯に答える努力が求められている。各意見の言わんとするのは、おそらくこういった表現となる(私の勝手な解釈である)。

- ①放射性物質を含む土壌等を管理する側はベクレルを使用するけれども、放射性物質の影響を受ける側からすれば、被ばく線量を示すシーベルトで考えるのが当然でしょう。
- ②想定外の状況を想定しているのか、最悪の状況も踏まえて対処できるのか? あやしい。
- ③単にホームページで紹介して、読まれようと読まれまいと関係なく、確かに広報したという実績を残すだけで、いろんな立場の住民に理解してもらおうという姿勢が足りない。

④私たちは、一方的な被害者である。その上、除去土壌等の実証試験や再生利用による悪影響があるかもしれない。仮に、除去土壌等の再生利用を受け入れるにせよ、地元は何らかのメリットがないと不平等である。

⑤除去土壌等の再生利用に関して「安全」言われても、とても安心できない。

⑥政府は安全だと言ってきたことがいつも裏切られてきた。そうやってきた同一人物ではないけれど、説明される政府の方を信頼できないので、納得できないし、安心もできない。

特に「説明は理解できるが、納得には至らない」「信頼できる人であれば、納得するかも」といった意見は、放射性物質を含む土壌等の安全性を論じるのみならず、豊洲の土壌汚染問題、廃棄物の処理処分施設の建設などでも、よく聞かれる。一方で、政治や行政、企業分野では、「安全・安心な社会の構築」、「安心・安全なまちづくり」、「安全・安心なものづくり」のように、謳い文句として「安全」と「安心」をセットとして唱える。

人が危険を認識し、不安を感じる心の仕組みを研究している中谷内一也さんは、著書(『安全。でも、安心できない・・・』ちくま新書)のなかで、「安全」とは危険性の低い“現実の状態”として、「安心」を大丈夫と感じる人々の“心の状態”としてとらえ、化学物質や放射性物質の毒性や危険性だけでなく、むしろ、「人と人との関係性、信頼性」が重要であるとしている。なぜ安心が信頼によって導かれるのか、社会心理学的に検討し、リスク管理に携わる組織が信頼を得るために必要なのは、①リスク管理の専門的・技術的な能力、②誠実な姿勢(公正さ、熱心さなどを含む)で業務に取り組む、③関係している人々と価値を共有している、と「人々からみなされる」ことが重要である。ただ

人々は立場によって様々な感情的な反応を示すこともあるので、別々の立場にある人の中でいかに信頼を結ぶのか、という視点で取り組むことが有効である。企業や行政側の人も、家に帰れば、消費者であり、市民でもあるので、そうした自分の気持ちを引き出すことによって、安全・安心の問題についてこれまでと違ったアプローチが可能になると期待されている。

一度失った信頼が、不信感となったケースは数えられないけれど、ひとつあげるとすれば、BSE（牛海綿状脳症、日本では狂牛病とも呼ばれた）問題である。1986年に英国で初めてBSE症例が発見されて以降、1996年に人への影響も指摘された。日本ではBSEの原因とされた肉骨粉飼料やBSE発生国からの牛肉などに対する輸入規制を実施しているので問題ないとしてきたが、2001年9月にBSE感染牛が国内で確認され、我が国の牛の安全性に対する不安が一挙に社会問題となった。健康を心配する一般的な消費者のみならず、風評被害により牛飼育農家、加工業者、スーパー等販売者なども多大な影響を被った。これを受けて政府はBSE対策として、リスクを限りなくゼロに近づけるために、同年10月に①BSEプリオンが集

中して蓄積しやすい牛の脳や脊髄などの特定危険部位を除去して焼却処分、②肉骨粉を飼料として利用することを完全に禁止、というBSE原因対策と人への暴露経路の遮断という、極めてリスク管理上妥当な対策を講じた。しかし、一度失った信頼を回復させるために、「全頭検査」という時間とコストを要する対策（ゼロリスクを確保する対策）も講じざるを得なかった。これまで600万頭の検査（この検査費用は国の予算、すなわち税金で賄われている。具体的な額は不明だが、おそらく200億円は超える）が行われてきた結果、36頭が確認されたが、2010年以降発生は確認されていない。今では私たちは不安なく、安心して牛肉を食べているように思う。牛肉を購入する際、BSEのことを考える人（一般的な消費者）はまずいない。これまでの検査結果や食品安全委員会からの評価を受けて、2017年4月から健康牛の検査が廃止されることになった。すなわち、信頼を回復させるためには、15年間の全頭検査が必要であったと言える。BSE問題からわかるように、いろいろな立場の人の中でいかに信頼を結ぶかという視点が重要だと思う。

廃棄物処理制度専門委員会 報告書の内容と解説

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部企画課長
小野 洋

1. はじめに

我が国における廃棄物の適正処理を確保し、循環型社会を形成していくため、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。）の累次の改正が行われてきたところである。このような状況の中、平成22年に改正された廃棄物処理法が施行されてから5年が経過し、平成22年改正法の附則に基づき政府において施行状況について検討を加えることとされていることを踏まえ、中央環境審議会循環型社会部会に廃棄物処理制度専門委員会を設置し、総合的な検討を行うこととされた。

廃棄物処理制度専門委員会においては、まず施策の施行状況の点検を行い、平成28年9月には、廃棄物処理政策において検討すべき論点の案を整理した。その後、廃棄物処理制度専門委員会において各論点について検討を行い、取りまとめられた同専門委員会報告書（以下「報告書」という。）を基に、平成29年2月に「廃棄物処理制度の見直しの方向性」として環境大臣に意見具申が行われた。

本稿では、報告書の内容について解説を行う。

2. 廃棄物処理制度専門委員会報告書について

報告書中「3. 制度見直しの主な論点」では大きく12の課題について整理が行われている。本章では、これらを「廃棄物の適正処理の更なる推進」、「健全な資源循環の推進」、「その他」の大きく3つに分けて紹介する。

2. 1. 廃棄物の適正処理の更なる推進

(1) 産業廃棄物の処理状況の透明性の向上

平成28年1月に発覚した食品廃棄物の不正転売事案を受けて環境省が策定した再発防止策には、廃棄物の排出から処理に至るフロー管理の強化の観点からの対策が盛り込まれている。これらの取組を、順次を広げていくことが考えられる。具体的には、排出事業者が再生利用の状況も含めて最終処分が終了するまでの一連の処理の行程を確認するよう促すとともに、再生利用に関する情報（持出先に係る情報を含む。）を含め、優良産業廃棄物処理業者認定制度による処理状況に関する情報のインターネットを通じた公表又は情報提供について見直しを行うとともに、インターネットを活用した情報公開について、利用者の利便性を向上する方策を検討すべきである。ただし、当該情報の他の事業者への提供や公開については、扱っている廃棄物の種類や処理業者の取引先である事業者の営業上の秘密にも留意する必要がある。

(2) マニフェストの活用

電子マニフェストシステムへの不適正な登録・報告内容の疑いの検知や、関係業者への警告に資するよう同システムの改善を検討する必要がある。さらに、マニフェストの虚偽記載等を行った者が措置命令の対象となりうることの周知や罰則強化も含め、マニフェストの虚偽記

載等に対する抑止力をより高めるための方策を検討すべきである。

また、例えば、より適切な管理が求められる一定規模以上の特別管理産業廃棄物を排出する事業者に対し、マニフェスト制度の運用状況に係る総点検も踏まえつつ、電子マニフェストの使用の義務化を検討するとともに、特別管理産業廃棄物の処理を受託する産業廃棄物処理業者に対し、電子マニフェストの使用の義務化を検討すべきである。この際、施行までの十分な周知期間を確保することとし、やむを得ず電子マニフェストが使用できない場合等の措置等について検討すべきである。

(3) 廃棄物を排出する事業者の責任の徹底

排出事業者が、自らの責任で主体的に行うべき適正な処理事業者の選定や処理料金の確認・支払い等の根幹的業務を、規制権限の及ばない第三者に委ねることにより、排出事業者としての意識が希薄化し、適正処理の確保に支障を来すことのないよう、都道府県、市町村、排出事業者等に対して、排出事業者の責任の徹底について改めて周知を図るべきである。

加えて、廃棄物の適正処理確保の観点から、例えば、排出事業者等に対して、排出事業者責任の具体的な内容や留意事項、取組事例等をパンフレット等で周知するといった取組が必要である。また、排出事業者に対し、適正な対価を負担せずに委託した産業廃棄物が不適正処理された場合には、排出事業者が措置命令の対象となりえること（廃棄物処理法第19条の6第1項2号）等を周知するべきである。これらの周知に加え、適正な対価を負担せずに委託することの防止や処理料金の支払い方法の適正化のための対策を講じるべきである。

(4) 廃棄物の不適正な取扱いに対する対応の強化

現状では、通常であれば許可取消しを行うようなケースであっても、改善命令の対象としようとする必要がある場合には、許可の取消し等を行わず、許可事業者として改善命令を行って対応している都道府県等も存在する。また、処理業者が委託を受けている産業廃棄物の処理を行うことが困難であり、当該委託をした事業者はその旨の通知をすることなく業の許可を取り消された場合、当該委託をしていた事業者は、必ずしも迅速に自らの産業廃棄物の処理の状況を把握し、適正な措置を講ずることができない。適正な管理の実施を確保するため、許可を取り消された者であっても、処理基準に従って廃棄物の保管をすることその他必要な命令の対象とするべきである。また、業の許可を取り消された者に対しても、処理困難通知を義務付けるべきである。

(5) 廃棄物処理における有害物質管理の在り方

特に、危険・有害物質に関する関連法令で規制されている物質を含む廃棄物については、より具体的な情報提供を義務付けるべきである。さらに、必要に応じて、化学物質に関わる様々な関係者間による更なる情報伝達の在り方についての検討も行うべきである。廃棄物からの有害物質の曝露などの評価手法についての研究を進めていくことも重要である。

POPs廃棄物の一層の適正処理の推進のため、排出実態や国際動向を踏まえつつ、一連の処理過程において特別な管理を要する性状のものについては、特別管理廃棄物に新たに指定すべきである。その他のPOPs廃棄物でも、その対象が明確であるものについては、適正な分解処理を制度的に担保するため、例えば「POPs含有

産業廃棄物」と定義して上乘せの処理基準を規定すべきである。一方、POPsの含有有無の判別が一見して困難であるものについては、引き続き、制度的な対応の在り方を検討していくべきである。

また、太陽電池モジュールについては原則として管理型処分場で最終処分すべきである。加えて、リサイクルを促進・円滑化するための制度的支援や必要に応じて義務的リサイクル制度の活用を検討すべきである。

(6) 廃棄物の適正処理の更なる推進に関するその他の論点

市町村において適正な処理が困難とされている廃棄物については、市町村から処理が可能な処理業者への委託等の既存制度の活用が考えられる。既存制度の周知に加え、市町村の取組状況の把握を行うとともに、拡大生産者責任の観点も踏まえつつ、製造事業者等と市町村等が、具体的な事例に即して課題の共有や取組方策の検討を行うなど、適正・円滑な処理を確保する観点から連携・協力していくことが必要であり、そのための方策を検討すべきである。建築物の解体時等における残置物については、地方自治体、一般廃棄物処理業者、建設業者等の関係者の連携により円滑な処理が行われている事例があることから、これらの取組事例を含め、残置物の取扱いについて、地方自治体、処理業者、排出事業者等に周知していくべきである。

さらに、産業廃棄物処理施設における処理の実態及び施設設置許可の及ぼす影響について実態を把握し、廃棄物処理施設設置許可を必要とする施設の範囲について検討を進めるべきである。あわせて、最終処分場の跡地利用の状況等に関する実態の把握等も行うべきである。

2. 2. 健全な資源循環の推進

(7) 廃棄物等の越境移動の適正化に向けた取組及び廃棄物等の健全な再生利用・排出抑制等の推進に向けた取組

雑品スクラップについては、ぞんざいに取り扱われることにより、生活環境の保全上の支障が生じさせる可能性があることから、例えば、その保管や処分等に関して、飛散・流出を防止する等の処理基準の遵守を求めることができるようにするとともに、都道府県等の行政機関が報告徴収、立入検査等ができるようにすべきである。こうした措置を講じるに当たっては、法令に基づき環境保全上の措置が講じられ、又は環境汚染のおそれがないと考えられる場合には二重規制とならないよう、また、生活環境の保全上の支障が生ずるおそれがない金属スクラップの再資源化を阻害することのないよう、留意をすべきである。

また、事業者負担を軽減するため、輸出に際して廃棄物処理法に基づく手続の要否を迅速に判断することができるようにし、廃棄物処理法に基づく輸出確認とバーゼル法に基づく輸出確認との間で重複が生じていることを踏まえ、これらの確認に関する審査を簡素化するなど必要な措置を講ずるべきである。また、バーゼル条約の規定に違反して我が国に廃棄物が不法に輸入された場合には、輸出国に当該廃棄物を返送することができるように必要な措置を講ずる等すべきである。

(8) 優良な循環産業の更なる育成

優良認定を受けた処理業者が当該認定の要件に適合しない事態に至った場合には、都道府県等による事実確認等を通じ、その事実を把握するとともに、その事実を排出事業者、都道府県等間で共有するなどの措置を講ずることによ

り、認定業者の信頼性の向上を図る等の必要な検討を行うべきである。加えて、処理状況に関する情報のインターネットを通じた公表又は情報提供の追加の検討等を行うべきである。情報提供等の内容については、その内容について、さらに具体的な検討を進めていく必要がある。

また、認定基準の見直し・強化と併せて、優良認定を受けた処理業者に対する優遇措置について検討すべきである。加えて、国、産業廃棄物処理業界、事業者団体等の関係者が連携した自主的な取組として、認定要件を上回る積極的な情報公開を促進するための方策を検討するべきである。

さらに、廃棄物処理に関する優良な人材育成に向けた取組をより推進することが必要である。特に、産業廃棄物処理業における人材育成の方策について、必要な検討を行っていくべきである。

(9) 廃棄物等の健全な再生利用・排出抑制等の推進に向けた取組

不適正処理を防止しつつ広域的な流通を実現するため、現行の再生利用認定制度の活用を検討や再生利用指定制度の周知を行うとともに、関係者による建設汚泥等の有用活用や広域利用に係る検討結果を踏まえつつ、モデル事業の実施等の必要な措置を講ずるべきである。あわせて、これらの再生資材や広域認定によりリサイクル体制ができている製品の調達について、国等による積極的な情報提供や、国や地方自治体等におけるグリーン購入等を促すための措置を検討するべきである。

その他にも、使用済太陽電池モジュール等について、引き続き、3Rの高度化についての検討を行うことや、廃棄物処理における「選別」の位置づけについて、選別と称した不適正処理が

行われないよう留意しつつ検討すること、リサイクルや処理しやすい製品作り等について国際動向やその処理実態等を踏まえ検討を進めること、再生利用認定制度及び広域認定制度について監督体制の徹底等の措置を図りながら再生利用の適正な広域化を促進する観点からその見直しを検討することが必要である。

2. 3. その他

(10) 廃棄物処理分野における地球温暖化対策の強化

脱炭素社会に向け、廃棄物処理分野における地球温暖化対策も一層強化していく必要がある。そのため、更なる低炭素型の3R技術の社会実装に向けた実証や導入促進の拡大等の必要な方策の検討を行い、引き続き3Rを優先的に進めるとともに、なお残る廃棄物については熱回収を推進していく必要がある。一般廃棄物処理分野については、ごみ焼却施設での廃熱利用がされていない施設もある一方、焼却施設を中心とする地域の廃棄物エネルギー利用のポテンシャルは高く、災害時を含めた自立・分散型のエネルギー拠点としての役割が期待できる。当該廃熱利用の更なる拡大のために必要な方策を検討するべきである。産業廃棄物処理分野における低炭素化についても、高効率な熱回収施設等の整備に加え、収集運搬車の低炭素化等についての措置等、必要な方策を検討するべきである。特に、今後更新時期を迎える産業廃棄物焼却施設においては更新の機会に高効率な熱回収施設を設置するなど、徹底的なエネルギーの利活用について、検討を深めていく必要がある。

(11) 廃棄物処理法に基づく各種規制措置等の見直し

親会社が子会社に対する十分な支配力を有し

ており、子会社があたかも親会社の一部門のような関係にある等の一定の要件に適合する場合には、特例的に親会社と子会社を一体のものとして取り扱うための措置を検討するとともに、その場合には、当該親子会社間における排出事業者責任を共有することや、親子会社内外の廃棄物について明確化すること、親子会社に関する廃棄物のみを扱う場合に限ること、当該状況が継続していることを定期的を確認すること等の措置が必要である。

また、国においても、可能なものから電子化等による手続の合理化を進め、都道府県等への手続の電子化の働きかけを行うとともに、IT技術の活用による効率的・効果的なシステムの構築に向けて検討していくべきである。あわせて、申請様式等の統一及びその周知をしていくとともに、施設を更新する際の許可の申請に係る事務処理が事業者の円滑な事業の促進を阻害することのないように必要な措置を検討していくべきである。

欠格要件の在り方についても、引き続き慎重に専門的な検討を行う。

(12) 地方自治体の運用

国、都道府県等、排出事業者、産業廃棄物処理業者、消費者・市民等の関係者による意見交換等の場の設定等、必要に応じた改善が可能になるよう、意見交換の場の在り方、意見交換のテーマやその参加者も含め検討するべきである。

3. おわりに

前章において説明をした事項のうち、法的対応が必要なものについての措置を行う「廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律案」が本年3月10日に閣議決定をされ、第193回国会に提出されたところである。またそのほかの事項についても、今後政省令での措置や通知の発出等を行っていく予定である。

これら諸課題に対し、関係者の皆様方とともに全力で取り組んでいく所存であり、関係者の皆様方には一層の御理解と御協力を心からお願い申し上げたい。

熊本地震で発生した 災害廃棄物の処理について

熊本県環境生活部環境局循環社会推進課
災害廃棄物処理支援室

1. 熊本地震の概要

平成28年4月14日（前震）及び16日（本震）に震度7の地震が発生しました。この地震では、震度7の地震が立て続けに2回発生するだけでなく、一連の地震で震度6弱以上の地震が計7回発生するなど、観測史上初めての地震となりました。

この地震で、死傷者2,880人という人的被害とともに、一部損壊を含めて186,507棟という住家被害が発生しました（表1、写真1）。

表1 被害の状況（平成29年3月14日時点、関連が認められたものを含む）

人的被害	死者	208人
	重軽傷者	2,672人
住宅被害	全壊	8,673棟
	半壊	33,432棟
	一部損壊	144,402棟

また、市町村または一部事務組合が管理する一般廃棄物処理施設では、73施設のうち23施設が被災し、このうち13施設が一時、稼働を停止しました。その後、1ヶ月後には多くの施設で応急復旧が図られましたが、応急復旧までに3ヶ月以上要した施設もありました。

一方、この地震によりライフラインも大きな被害を受けましたが、4月20日には停電、同30日にはガス供給停止が解消するなど早急な復旧が図られました。また、水道についても、平成29年1月4日時点において南阿蘇村の一部で断水が続いているものの、多くの市町村は4月中に復旧しました。



写真1 被害の状況

2. 発災直後の対応

発災直後、熊本県は災害対策本部を設置し、併せて循環社会推進課内に災害廃棄物処理の担当者（9名）を決め、廃棄物処理施設の被災状況や市町村の仮置場設置状況等に関する調査を開始しました。

また、災害時支援協定に基づき、熊本県環境事業団体連合会に支援要請を行い、各市町村（9市町村）の避難所等に仮設トイレを手配するとともに、（一社）熊本県産業資源循環協会へ支援要請を行い、協会会員（幹事会社）を、各市町村（26市町村）が設

置した災害廃棄物一次仮置場に割当て、一次仮置場の管理・運営を行う処理体制を固めました。

さらに、ごみ処理施設が停止した市町村・一部事務組合に対しては、処理余力のある県内外のごみ処理施設の情報を提供し、ごみ処理の広域調整を図りました。

なお、発災後の災害廃棄物の処理・事務対応については、環境省から派遣いただいた災害廃棄物処理支援チーム(D.Waste-Net)や過去に大きな災害を経験した全国の自治体から派遣いただいた職員から助言をいただきました。

3. 熊本県災害廃棄物処理実行計画の策定

5月18日に被災市町村を対象に「災害廃棄物処理対策会議」を開催し、災害廃棄物処理の基本方針を策定しました。この基本方針を基に、熊本県では、平成28年6月に「熊本県災害廃棄物処理実行計画」を策定しました。

この計画では、県内の災害廃棄物発生量を195万トンと見込むとともに、次の2つの目標を掲げています。

①迅速かつ適正に廃棄物を処理し、地震発生から2年以内の処理終了を目標とする

②可能な限りリサイクル(目標：リサイクル率70%以上)を進め、埋立処分量を減らす

ちなみに、この195万トンという量は、県内の市町村が1年間に処理する生活ごみ等の量の約3.5倍に相当し、被災市町村は通常的生活ごみ等に加え、この膨大な量の災害廃棄物も併せて処理する必要があります。

4. 市町村との連携

県から市町村に対して、電子メールにより「熊本県災害ごみ対策情報」という形で災害廃棄物処理に関する各種情報を速やかに提供するとともに、市町村担当者を対象に、これまで計7回にわたり、以下に示す項目に関する説明会を開催しています。

- ・国庫補助金関係(制度、申請方法、事務スケジュール等)

- ・一次仮置場の管理(アスベスト暴露・飛散防止等)
- ・公費解体関係(解体費標準単価、解体計画等)

また、市町村が設置した一次仮置場を定期的に巡視し、保管及び処理状況を把握するとともに、作業における安全対策、廃棄物の飛散防止対策等に関する助言・指導を行っています。

5. 災害廃棄物処理等の進捗状況

地震により半壊以上の被害認定を受けた家屋等については、解体費用を市町村が負担する「公費解体」の制度に基づき、解体が進められています。

公費解体の解体済棟数は平成29年2月末で17,117棟であり、解体想定棟数33,182棟に対する進捗率は51.6%となっています(表2)。地震発生から2年で災害廃棄物処理を終える計画を上回るペースで解体が進んでいますが(写真2)、市町村により進捗率にばらつきがあることから、さらに解体の加速化を図ることで可能な限り計画の前倒しをしたいと考えています。

表2 被災家屋等の公費解体状況(平成29年2月末時点)

	解体想定棟数	解体済棟数	解体進捗率
2月末	33,182棟	17,117棟	51.6%



写真2 損壊家屋解体の状況

災害廃棄物の処理は、平成29年1月末で122.5万トンであり、廃棄物発生推計量195万トンに対する処理進捗率は62.8%となっています(表3)。また、1月末時点では再生利用率は67.3%であり、目標とする70%にはまだ達していませんが、家

屋解体に伴い発生する災害廃棄物が中心となった平成28年9月以降の再生利用率は76.6%となっており、最終的には目標を達成する見込みです。

表3 災害廃棄物の処理状況(平成29年1月末時点)

	廃棄物発生推計量	処理量	処理進捗率	再生利用率
1月末	195万トン	122.5万トン	62.8%	67.3%

6. 熊本県災害廃棄物二次仮置場

熊本県では、災害廃棄物の発生量が特に多いため単独では処理が困難な7市町村(宇土市、南阿蘇村、西原村、御船町、嘉島町、益城町、甲佐町)から、地方自治法に基づく事務委託を受けて、阿蘇くまもと空港近くの県有地(約9.8ha)に「熊本県



写真3 二次仮置場の状況

災害廃棄物二次仮置場」を整備しました(写真3)。

この二次仮置場で受け入れる廃棄物は、木くず、廃瓦・コンクリートがら及び混合廃棄物(解体残さ)であり、品目毎に区画を分けて整備を進め、順次、昨年9月から木くずを、同10月からコンクリートがら・廃瓦を、同12月から混合廃棄物を受け入れています。

二次仮置場での処理は、県から受託した熊本県災害廃棄物処理事業連合体(構成員12社)が行っており、破碎・選別等の処理をした後、県内外のリサイクル施設等に搬出しています(表4)。2月末までの処分量は、計約5.3万トンとなっています。

なお、今年末には廃棄物の処理を終了し、来年1月には施設を解体する予定です。

7. 今後について

県が事務委託を受けた7市町村については、仮置場における解体残さの受け入れサイズの基準緩和を行ったところであり、この基準の浸透を図ることで、家屋解体の加速化を図っていきます。

また、今後もできる限り県内処理施設での処理を優先しつつ処理を進めていきますが、依然として県内の処理施設だけでは全ての災害廃棄物を処理することが困難であることから、県外の処理施設の協力を得ながら、一日も早い災害廃棄物の処理終了を目指して取り組んでいきます。

表4 二次仮置場における受入廃棄物、処理・処分方法、処分量(2月末)

受入廃棄物	処理方法	処分方法	処理量(t)
木くず	異物除去、破碎	バイオマス施設やセメント製造施設の燃料等として利用	30,889
廃瓦・コンクリートがら	異物除去	セメント原料や土木建設資材として再利用	18,913
混合廃棄物(解体残さ)	選別、破碎、圧縮	可燃物：セメント製造施設の燃料としての利用や自治体焼却炉での焼却処理(発電等に利用) 不燃物：可能なものはセメント原料として再利用(それ以外は埋立処分)	3,186
計			52,988

微量PCB含有電気機器の 課電自然循環洗浄法による処理

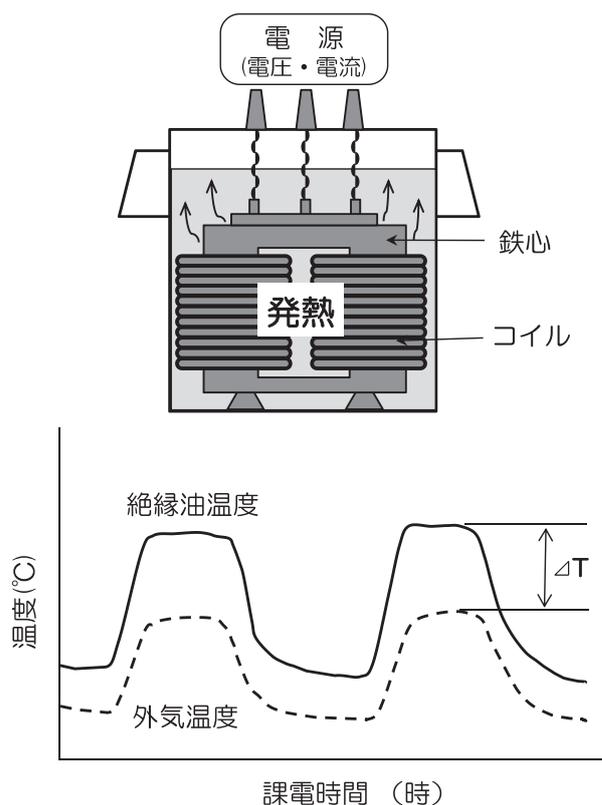
産業廃棄物処理事業振興財団

一般に電気機器の寿命は長く、メーカーの更新推奨時期は油入変圧器で20～25年、高圧進相コンデンサーで15年前後とされてはいるものの、適正にメンテナンスを行うことで50年以上も使い続けられているものもある。

微量PCB汚染絶縁油を含む電気機器は平成2年以前に製造されたものに多く、27年経過した現在でも多数の汚染機器が使用中であると考えられ、今後特段の措置が取られずに推移すると処理期限の平成39年3月を迎えてもなお使用し続けられているものが存在することになる。

課電自然循環洗浄法は微量PCB含有電気機器のうち変圧器を使用したまま無害化処理する方法として電気事業連合会と(一財)電力中央研究所が共同開発し、PCB処理技術調査検討委員会で評価された技術である。その後、平成26年度に実用化に向けた検討が環境省、経済産業省、地方公共団体、学識経験者及び関係団体からなる「微量PCB廃棄物等の適正処理に関する研究会」の下に設置された「課電自然循環洗浄ワーキンググループ」において行われ、平成27年3月にその実施手順書が作成されて公表された。

本方法は、図1に示すように微量PCB汚染絶縁油を新油に入れ替えてから変圧器に電圧を印加(課電)することでコアの鉄心が、また通電することでコイルが発熱し、外気との温度差を生じて変圧器内部の絶縁油が対流し、内部で循環することによって、コアに染み込んでいたPCBが新油に溶け出てPCB濃度が平均化する現象を応用した



出典：環境省第5回PCB廃棄物適正処理推進に関する検討委員会 資料3 (2012.3.6) 一部加筆修正

図1 課電自然循環洗浄における絶縁油循環機構

ものである。使用を続ける中でその濃度が安定して基準値以下となれば無害化されたことになり、電気事業法上のPCB含有電気工作物として扱われなくなる。

本手順書では、実施条件として、実課電期間を90日以上とし、絶縁油中PCB濃度が0.3mg/kg以下となった時点を処理完了の目安としている。また、適用可能な条件として、実証試験の実績や変圧器の構成物の特徴を踏まえて、適用範囲を絶縁油中のPCB濃度が5mg/kg以下で^{注)}、かつ銘板に

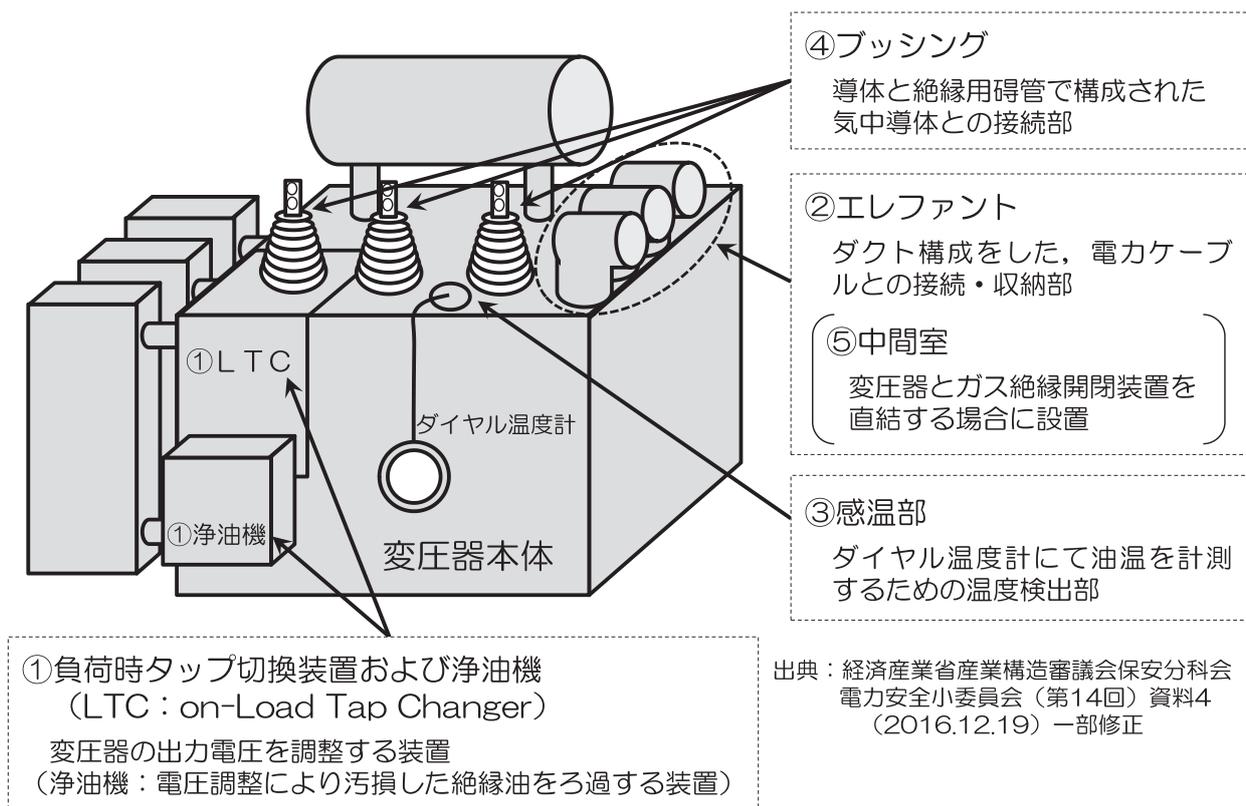


図2 変圧器を構成する部位

記載された絶縁油量が2,000ℓ以上のものに限定している。加えて、変圧器本体には、図2に示すような本体の絶縁油とは別系統の絶縁油が入れられた構成部位があり、特に絶縁油が密封されていて容易に抜き出すことができないブッシングや中間室を付属している変圧器は適用除外とされている。

このように適用条件が限定され、特に大型の変圧器では別系統の絶縁油が封入されたブッシングが付属しているものが多いこともあって、実施手順書の公表後の適用事例は20件にとどまっているのが現状である。そのため、同ワーキンググループにおいて適用条件の拡大に向けた検討が行われ、このほど変圧器本体や別系統の絶縁油が封入されている部位のうち抜油可能なものを先行して洗浄処理する「部位別洗浄」の適用条件を盛り込んだ「微量PCB含有電気機器課電自然循環洗浄実施手順書」及び「ポリ塩化ビフェニルを含有する絶縁

油を使用する電気工作物等の使用及び廃止の状況の把握並びに適正な処理に関する標準実施要領（内規）」の一部が改正された。

改正後の課電自然循環洗浄の実施フローを図3に示す。

改正のポイントとしては、課電自然循環洗浄を実施した後に残る部位を洗浄が完了していない洗浄可能部位（未洗浄の洗浄可能部位）、使用されている絶縁油に含まれるPCB濃度が5mg/kgを超える部位（濃度超過部位）及びPCB濃度を測定していない部位（未測定部位）の3部位とし、これらのいずれかが残る場合であっても必要な届出（電気事業法のPCB含有電気工作物等の変更届出及びPCB特措法の届出）を行うことによって継続使用を可能としたこと、また、使用を終えて機器を廃止する際のPCB含有電気工作物等及びPCB廃棄物としての取扱いを明確にしたことが挙げられる。

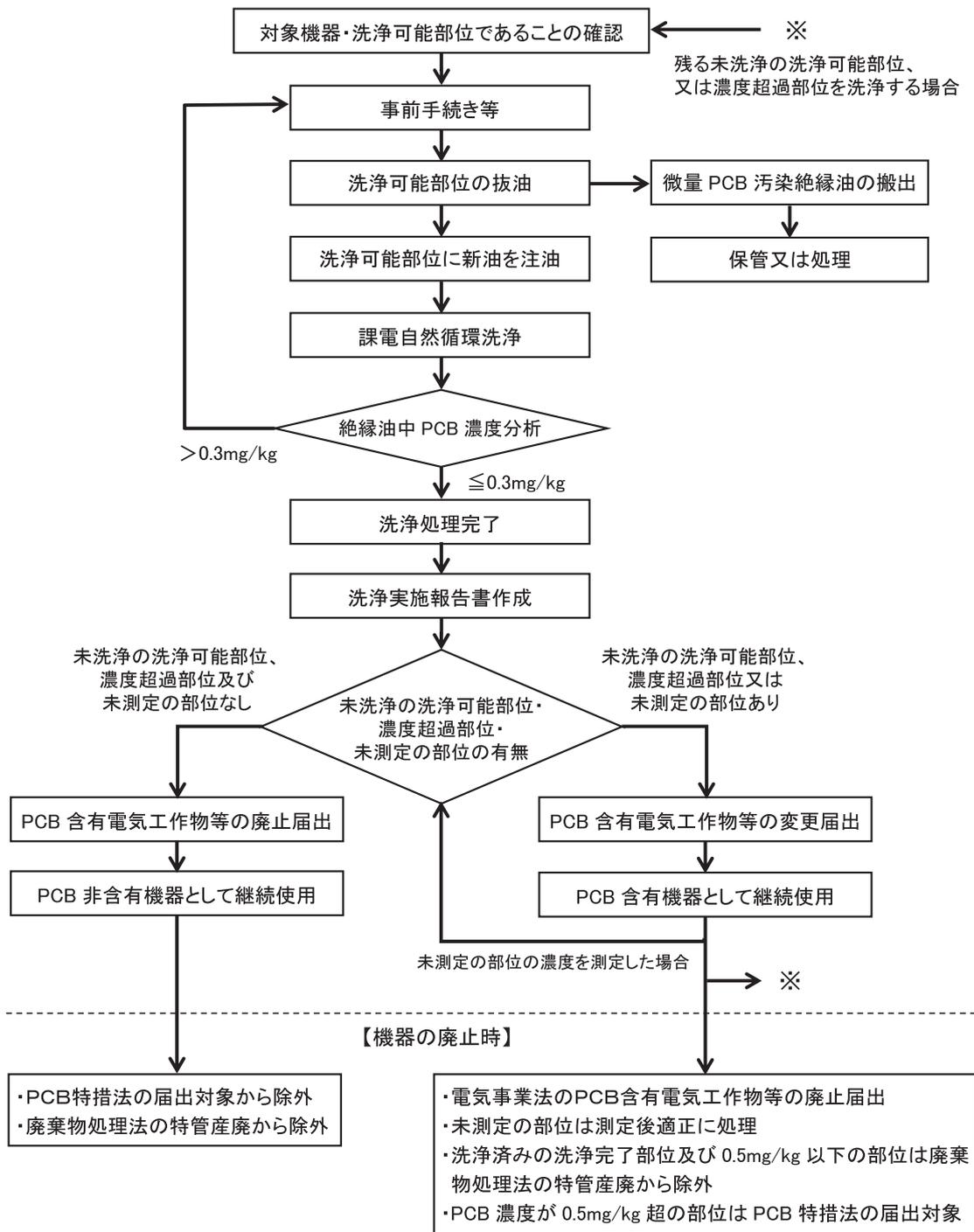


図3 課電自然循環洗浄の実施フロー

変圧器の各部位の絶縁油封入量は変圧器本体に封入されたものが多くを占めるため、部位別洗浄を適用することによって微量PCB汚染絶縁油の処理が進むものと期待される。なお、同ワーキンググループでは今後も引き続き課電自然循環洗浄の適用条件の拡大に向けた検討を行っていくとしている。

注)前号(2017.1 vol.24 No.85)で紹介した低濃度PCB廃棄物無害化処理に関する記事(p.23)において、課電自然循環洗浄法が適用可能なPCB濃度を「0.5mg/kg以下」としましたが、「5mg/kg以下」の誤りでした。訂正してお詫びします。

「循環型地域社会の発展に向けて ～排出事業者と処理業者が地域のために今何ができるのか?～」

環境省が主催する、排出事業者と優良産廃処理業者の連携・協働の更なる強化・加速を目指すフォーラム／ワークショップが、今年も東京(1/26東京国際フォーラム)、福岡(2/7 JR博多シティ)で開催されました。

東京、福岡あわせて93名(排出事業者49名、処理業者44名)が参加し、地域での再生利用の取組の現状と、さらに地域での循環を促進するためにどうしたら良いか等について熱心に意見交換がなされました。



東京会場

第1部 基調講演

北九州市立大学大学院マネジメント研究科教授の松永裕己氏より「廃棄物処理における戦略的連携と地域発展」と題して基調講演がありました。

松永教授からは、経営学者マイケル・ポーターの提唱する産業クラスターの考え方を紹介しながら、インターネットや国際物流がこれだけ発達しても、非公式で重要な情報や市場の変化

をいち早く掴むには産業クラスターが優位であること、廃棄物処理業は、取り扱う商品(廃棄物)の特殊性から取引コストが非常に大きく、今回のフォーラム／ワークショップ、業界内外の連携・協働や「優良さんばいナビ」などのプラットフォームの活用により、取引コスト低減の余地があることについてお話しいただきました。

これからの廃棄物処理業には、いろいろな主体の繋がりをつくる商社的機能が求められるため、「地域」という視点を持ちながら、このフォーラム／ワークショップにおける排出側・処理側それぞれの立場から直接対話する機会は貴重であり、積極的に活用されるよう呼びかけられました。

第2部 優良事例プレゼンテーション

第2部では、今年も、排出事業者と優良産廃処理業者が協働・連携して実現した事例について、それに関わった排出側と処理側の双方の事業者から紹介されました。

《東京会場》

アサヒ飲料(株)品質保証部環境グループグループリーダーの小牧悟氏、(株)エコ・フード営業部課長の喜来学氏から、アサヒ飲料製品「六条麦茶」粕汁のリキッド飼料化の取組について紹介がありました。

エコ・フードがアサヒ飲料のジュース廃液の飼料化を提案したことがきっかけとなり、「六



松永教授による基調講演



アサヒ飲料(株) 小牧悟氏



(株)エコ・フード 喜来学氏

「六条麦茶」液汁のリキッド飼料化の取組に発展したそうです。

リキッド飼料原料は、フライドポテトやパスタ等の固形製品と、アサヒ飲料等の飲料メーカーからの飲料水やジュース、お酒等の液体製品の2つに分けて管理しています。各養豚場の望む配合比率で固形原料と液体原料をブレンドし、毎日新鮮なリキッド飼料を専用車で運搬しています。包装材を破袋分別機で分離できない場合は、人手で開封する労力が大きくなるそうです。

技術的には、「原料となる廃棄物を人が食べても安全であること」を受入基準とすることがポイントで、コストからスタートすると連携はうまくいきませ

ん。排出事業者は、飼料化をできるものとできないもの、各処理業者の得意不得意をしっかりと把握し、廃棄物がどのようなフローを経て処理されるか理解することが重要で、品質確保のための両社間の信頼関係が構築できたからこそリサイクルループが完成しました。「六条麦茶」の栄養価の高い特性が活かされ、養豚場で飼料として使用され、最終的には地域住民に還元されています。

《福岡会場》

プライムデリカ(株)生産本部環境部の片田康介氏、(株)大島産業代表取締役の大島権人氏から、食品リサイクルループの取組について紹介がありました。

セブンイレブン向けに調理パン、デザート、サラダ等を供給しているプライムデリカは、近年は食品廃棄物について焼却処理を止めて乾燥発酵機設備を導入し、野菜くずやパンくずの飼料化に取り組んでいます。一方、一般廃棄物と産業廃棄物の収集運搬から最終処分まで行う大島産業は、2002年に環境省・農水省の認可を経て九州食品工場リサイクル事業協同組合を設立し、プライムデリカのパートナーとなっています。

両社の連携は、九州のプライムデリカのセブンイレブン専用

食品工場で発生する食品残渣を九州食品工場リサイクル事業協同組合で不適物除去・乾燥して飼料化し、養豚場から出てくる糞を堆肥として近隣の農家に提供、農家が収穫する大根等の野菜をセブンイレブンの店舗のおでん大根等に供給するという、食品リサイクルループを形成しています。また、食品残渣がついた廃プラも協同組合で焼却し、乾燥用熱に利用しています。

協同組合設立当初はBSE問題が浮上し、養豚場に見向きもされませんでした。その後、養豚関係に詳しい宮崎大学の先生と出会い、養豚関係の勉強会や研究会を行い、「リサイクル飼料の使用が最終的に循環型社会に貢献する」という基本理念の理



プライムデリカ(株) 片田康介氏



(株)大島産業 大島権人氏

解から始めました。実際のリサイクル飼料を活用した養豚の飼育実証試験を行い、試験結果が良かったこともあって徐々に飼料として利用されるようになりましたが、ここまでに約4年間を要しました。

現在は1日20トン処理して7トンの飼料を生産し、商社含め10の農家と契約して順調です。ただ、米国のトウモロコシの飼料原料価格の影響を受けやすく、安くなるとリサイクル飼料の需要が減るため、昨年はその影響で製品在庫が増えました。

とはいえ、循環型社会形成のためには、このような課題を克服して事業を発展させていきたいと考えています。リサイクルループが現在も続いているのは、日々の取引先や処理業者など関係者との信頼があるからです。また、地域貢献の面では、新たに地元雇用を生み出し、事業の発展が地域の発展に繋がり、地域住民から喜ばれる事業を行うことが、私たちのやり甲斐になっています。

第3部 ワークショップー

「地域社会の発展に向けて、排出事業者と処理業者が今できる連携・協働とは？」

第3部では、排出事業者と優良産廃処理業者数名ずつのグル



ワークショップ風景



結果の発表・共有

ープに分かれて、地域での循環を促進するためにどうしたら良いか、地域を巻き込んだ連携・協働による課題解決の可能性等についてワークショップを行いました。

東京・福岡とも、排出事業者と優良産廃処理業者双方から、互いの課題や双方のギャップがわかり、コミュニケーションが問題解決のきっかけになる等の感想が多く寄せられました。

本フォーラム／ワークショップは今年で4年目の開催となりますが、毎年熱い討議が交わされています。環境省では、今回の結果を踏まえ、排出事業者と産廃処理業者の連携を深めるための取組を、より一層推進していくとのことですので、ご期待ください。

最後に、ご参考として当日のアンケートより一部抜粋して、参加者の感想をご紹介します。

参加者の感想(抜粋)

★排出事業者

- ・ 今回のように聞くだけでないワークショップは良かったと思う。
- ・ 他の排出業者、弊社とのお付き合いのない処理業者の意見も拝聴することができ、とても有意義な会だった。
- ・ 排出業者、処理業者それぞれの立場での意見が聞け、排出の仕方、処理業者へのアプローチの仕方を見直すきっかけになった。
- ・ 分別しやすいモノづくりをすること。ただし反対にあうのは目に見えているのでどう説明していくが必要になる。
- ・ 処理業者の方の問題点も聞くことができ、視野が広がった。
- ・ 少量廃棄物にみんな困っている。
- ・ 一廃と産廃のややこしさ
- ・ 他社との連絡、産廃業者の知識の高さ
- ・ 受け渡し時の選別が大事
- ・ 資源循環には出口が重要だと確信できた。
- ・ 一人ひとりの日頃からの環境への意識が重要。 etc.

★処理業者

- ・ 他社の取り組みや今後の課題や目標など自社とは違う方向性の話を聞くことはためになり、参考になった。
- ・ 排出元、処理業者について知っているようで知らないことが多かった。
- ・ 自社への目標が明確になった。活かしていきたいと思う。
- ・ 排出業者の悩みに気づいた（保管場所の問題、排出量の減少に伴う契約業者との関係、長期取引に伴う遠慮）
- ・ グループワークでは廃棄物処理の理想と現実、いろいろな意見が聞くことができ、業界の抱える問題がわかった。
- ・ 全体の課題が理解できたので、地域社会が向上できるように努力したいと思う。
- ・ スタート地点は異なっても資源循環に対する悩みは共通していると感じている。
- ・ 地域とのコミュニケーションやCSR活動に力を入れている事例を聞いて刺激を受けた。
- ・ 廃棄物の流れに興味を持っていない排出事業者の方がいかに多いかを実感した。もっと見える化が必要だと感じた。
- ・ リサイクル業者の優良認定は是非検討願いたい。
- ・ ワークショップの時間を長くしていただきたい。 etc.

調査研究

新規調査研究

—安定型処分場の試験・設計方法、漁業系廃棄物の適正処理方策—

適正処理・不法投棄対策部

①安全で長寿命化に資する安定型処分場の試験・設計方法に関する研究

【環境研究総合推進費、研究代表者：勝見武(京都大学)、平成29～31年度】

本研究は、設計基準が整備されていない産業廃棄物安定型最終処分場を対象に、安全で長寿命化に資する試験・設計法を提案することを目的に、京都大学・勝見武教授が研究代表者として実施するものです。大嶺聖教授(長崎大学)、土居洋一教授(長野県短期大学)、坂口伸也氏(前田建設工業(株))とともに、当財団も研究分担者(山脇敦)として参画しています。

安定型最終処分場は、これまでの研究で斜面安定性、支持力、耐震性が通常の盛土地盤よりも高いことが分かっています。本研究は、強度面に加え、浸透水・発生ガス・内部温度等の特性を踏まえて、安全面、長寿命化面で最適な有り様についての研究を行うものです。安定型最終処分場は、非焼却物の存在の他、地方での過疎化や経済性から、ニーズは将来的にも継続すると考えられます。研究成果により、安全かつ長寿命な安定型最終処分場が構築されることを目指しています。

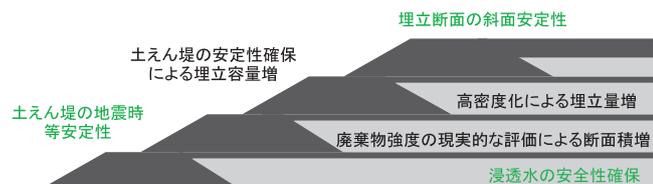


図 研究のイメージ

②広島湾等の漁業系廃棄物の適正処理方策に関する検討業務

【広島県漁業系廃棄物対策協議会発注業務、平成28～29年度】

瀬戸内地域では、豊かな海づくりを目指す平成27年の瀬戸内海環境保全特別措置法改正を踏まえて様々な取組が進められており、そのなかで海ごみ対策は重要な課題として位置づけられています。本調査研究は、広島県漁業系廃棄物対策協議会から委託を受けて、広島湾等の漁業系廃棄物のリサイクルや適正処理を進めるための方策立案を目的とするものです。

同地域の主な漁業系廃棄物には、かき漁関係の廃棄物(かき筏、かき殻、プラスチックパイプ等)、たこ壺、漁網などがあります。また、海洋へ流出するマイクロプラスチック等の問題もあり、リサイクルや適正処理の推進は急務となっています。広島県漁業系廃棄物対策協議会をはじめ、広島県、広島県漁業協同組合連合会のご協力のもと、地元漁協等へのアンケート・ヒアリング調査による実態把握を行ったうえで、有効な方策について検討します。

【お問い合わせ先】

(公財)産業廃棄物処理事業振興財団 山脇 敦
電話：03-3526-0155
E-mail：yamawaki@sanpainet.or.jp

第58回 産廃懇話会を開催

—産廃行政の現状と今後の展望について聞く—

産業界の主要14団体が参加する産廃懇話会では、昨年12月15日に第58回懇話会を開催しました。当日は、環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部の中尾豊産業廃棄物課長より産業廃棄物行政の現状と今後の展望について講演をいただきました。以下は講演の概要です。

(1) 高濃度PCB廃棄物の処分期限が迫ってきており、PCB廃棄物の早期処理に向けて全力で取り組んでいる。全国での事業者向け説明会の開催、処分期間等に係る関係省庁・都道府県市による一斉広報、関係省庁連絡会議の設置、さらにはPCB使用照明器具からの交換を支援するLED照明導入促進事業など、様々な取組を通じて、高濃度PCB廃棄物の早期かつ適正な処理を促している。低濃度PCB廃棄物についても、処理促進に向け、無害化処理体制の整備を着実に進めるとともに、使用中の低濃度PCB使用製品に適用する課電自然循環洗浄法の対象範囲の拡大、絶縁油抜油後の容器の安全かつ合理的な処理方策について検討を進めている。

(2) 平成22年に改正された廃棄物処理法が施行されてから5年が経過したことから、中央環境審議会の廃棄物処理制度専門委員会において、平成28年5月より制度見直しに向けた議論が行われてきた。以下、同委員会でのこれまでの検討を踏まえて、廃棄物処理制度見直しの論点と見直しの方向性を述べたい。

見直しにおいて、大きなテーマとなったのが、



講演する中尾課長

平成28年1月に発覚した食品廃棄物の不正転売事案の再発防止である。既に食品廃棄物については、排出から処理に至るフロー管理強化の観点から再発防止策を策定しているが、食品廃棄物以外の産業廃棄物についても、順次取組を広げていくことが考えられる。処理状況の透明性を向上すべく、再生利用を含め処理状況に関する情報の積極的な公表が望まれるし、マニフェストの虚偽記載等に対しては、システムの改善、罰則の強化等、一層の対策が必要である。また電子マニフェストの普及拡大を進めることによって、不適正処理の未然防止や原因究明の迅速化等を図ることが期待でき、実務的に問題がおきないように十分に配慮しつつ、その段階的な一部義務化を検討していきたい。一定規模以上の特別管理産業廃棄物を排出する事業者、処理業者から義務化を進めることが考えられる。

排出事業者責任については、いわゆるブローカー一問題をも踏まえ、排出事業者としての意識が希

薄化し、適正処理の確保に支障を来すことのないよう、不当に低い処理料金での委託の防止等も含め、改めてその周知徹底を図っていききたい。なお、廃棄物処理基準に適合しない処理が行われた場合、改善命令の対象とするために許可の取消を行えないのは本末転倒であり、許可を取り消された者であっても、必要な命令の対象とするほか、処理困難通知を義務づけていききたい。

(3) 廃棄物処理における有害物質管理のあり方も主要な論点となっている。危険・有害物質に関し、排出事業者から処理業者への情報伝達の一層の推進が求められており、今後、検討会を設け、情報提供を義務づける対象物質等に関し、専門的な検討を進めていききたい。POPs廃棄物の一層の適正処理推進に向けては、28年9月に別途、検討委員会が設けられているが、処理ルートを制度的に担保する観点から、必要に応じ、特別管理廃棄物への指定、処理基準の上乗せを行っていききたい。

適正処理のさらなる推進に関しては、①適正な処理が困難な廃棄物の適正・円滑な処理の確保、②建築物の解体時等における残置物の取扱い、③廃棄物処理施設設置許可を必要とする施設の範囲等も論点となっている。

(4) 廃棄物等の越境移動の適正化に向けた取組では、使用済電気電子機器等が雑多な物と混ぜられた金属スクラップ(雑品スクラップ)の取扱いが課題となっている。雑品スクラップは、輸出先等も含めて、生活環境の保全上の支障を生じさせる可能性があり、適正な管理下に置く必要があり、保管や処分をしようとする者については一定の規制が求められる。なお、バーゼル法との二重手続の改善に向けては、審査の簡素化等必要な措置を講じていききたい。

(5) 優良な循環産業の育成にはさらに注力していきたい。優良産廃処理業者認定制度による認定業者数は着実に増加しているものの、全処理業者数に占める割合は約1%にとどまっている。認定の数と質の両面の向上が必要であり、より信頼できる制度とすべく、必要な見直しを行うとともに、優良認定を受けた処理業者に対する優遇措置について検討していききたい。優良認定業者への優遇が、公共事業においてさらに広がっていくことが望まれる。

また、環境省としても、シンポジウムの開催等を通じて、産廃処理業の振興方策を検討しているところであるが、さらなる振興に向けて、廃棄物処理に関する優良な人材育成に向けた取組をより推進していくことが求められる。

(6) 健全な再生利用・排出抑制等の推進に向けては、再生利用指定制度等のさらなる活用や資源効率性の向上に向けた対応が課題となっている。廃棄物処理分野においても、地球温暖化対策を一層推し進めていくことが強く求められる。

各種規制措置等の見直しとしては、①親子会社間における自ら処理の拡大、②電子申請の活用、申請書類の様式の統一等による許可申請等の負担軽減や合理化、③欠格要件のあり方が論点となっている。

また、流入規制等、地方自治体の運用をめぐる課題については、関係者による意見交換等の場を設定し、対応することを検討していききたい。

(7) 同専門委員会報告書は、パブリックコメントを経て、最終的に取りまとめられ、中央環境審議会循環型社会部会に付される予定である。見直しを行う上で法律改正を必要とする事項は、内閣法制局と調整の上、廃棄物処理法改正法案に盛り込まれることになる。

平成28年度 産業廃棄物処理助成事業

加藤商事(株)、田中石灰工業(株)、 (株)フジゲン、(株)パブリック 4社の事業へ助成決定!

当財団の平成28年度産業廃棄物処理助成事業として、以下の4件のプロジェクトが決定しました。

平成28年度助成事業対象プロジェクト

- **加藤商事(株)**
「製品製造時のプラスチック再生材活用促進事業のニーズ市場」
(助成金額：50万円) [企業化調査]
- **田中石灰工業(株)**
「高効率洗浄技術の導入による産業廃棄物の低減・品質向上の技術施設」
(助成金額：500万円) [高度技術施設]
- **(株)パブリック**
「電池選別機の開発(電池類を形状・サイズ別に分ける選別機の開発)」
(助成金額：100万円) [技術開発]
- **(株)フジゲン**
「廃乾電池類の分別・リサイクルシステムの開発」
(助成金額：500万円) [技術開発]



今回交付証が授与された方々(前列)と助成事業運営委員会委員及び財団関係者(後列)

この決定を受けて4月7日に当財団会議室において、助成事業運営委員会の藤倉まなみ委員長（桜美林大学教授）ご臨席のもと、4社の代表に対する交付証授与式が行われました。

授与式では、当財団の加藤理事長より、4社の代表者（加藤商事（株）加藤宣行代表取締役、田中石灰工業（株）田中克也代表取締役、（株）パブリック三野尊邦常務取締役、（株）フジゲン藤田實代表取締役）へそれぞれ交付証を授与しました。また、助成事業の選定にご尽力いただいた助成事業運営委員会を代表して、藤倉委員長からご講評も頂きました。

当財団としては4つの助成事業対象プロジェクトが順調に実施され、その成果が3Rや環境負荷低減の先進的・模範的な取組み例、技術例として持続、普及していくことを大いに期待しています。

助成事業について

当財団では、資源循環型社会システムの効率的な構築のために必要な高度な技術力の育成支援及び健全な処理業者の育成支援のための方策として、産業廃棄物の処分業を営む事業者の皆様が、産業廃棄物に関する3R（Reduce；減量化、Reuse；再利用、Recycle；再資源化）や環境負荷低減の技術開発、既存の高度技術力を利用した施設整備やその起業化、農林漁業バイオ燃料法第12条第1項第2号及び小型家電リサイクル法第14条第1項第2号の対象となる認定研究開発事業に対して、助成金を交付し支援するという『産業廃棄物処理助成事業』を実施しています。

平成28年度 助成事業の選定経緯

平成28年度産業廃棄物処理助成事業については、当財団のホームページ及び廃棄物関連の新聞広告による周知、更に、都道府県・政令市の産業廃棄物行政主管、廃棄物関係団体等による周知依頼を行うことにより、募集を行いました（募集期間：平成28年7月上旬～10月末）。

その結果、7件の申請がありました。これらの申請事業について、当財団に設置した各方面の有識者6名で構成される『助成事業運営委員会』において、新規性、優秀性、事業性、実施体制、場所の確保及び周辺環境との調和性等の観点から厳正な書類審査を実施し、4件に絞り込みました。

この4件について、申請内容の詳細を確認するために、助成事業運営委員と財団職員で、平成29年1～2月に現地調査を実施しました。

これら現地調査結果を基に3月に開催した助成事業運営委員会において、加藤商事（株）、田中石灰工業（株）、（株）パブリック、（株）フジゲンの申請を平成28年度産業廃棄物処理助成事業の助成対象プロジェクトに選定いたしました。

平成29年度 助成事業

当財団では、助成事業を平成29年度も引き続き実施していく予定としています。募集開始時期は平成28年度と同様に7月頃となる見込みです。技術開発や高度技術力を利用した施設整備に取り組もうとされている産業廃棄物処分業者の皆様の積極のご応募をお待ちしています。

● ● ● 平成28年度 助成事業の内容紹介 ● ● ●

加藤商事(株) (東京都東村山市)

【事業名】

製品製造時のプラスチック再生材活用促進事業
のニーズ市場

【事業の背景】

欧州や国内の動向から、今後、製品メーカーはプラスチック再生材搭載率の向上が今以上に求められることが推察されます。そのため、プラスチック再生材の調達面では安定した品質と量を供給できる事業者が必要であると考えられます。

本事業では、循環資源の再生利用技術の開発促進に向けて、プラスチック材が使われる製品の「製品メーカー」とプラスチック再生材(ペレットなど)を提供する「事業者」をマッチングし、プラスチック再生材料の調達支援に繋げるため、現状を把握する調査を行います。

【事業の概要】

製品メーカーに対しては、製造する製品に対するプラスチック再生材の必要性やメーカーが求めるプ



ラスチック再生材の種類や仕様等の条件についてヒアリングを行います。プラスチック再生材料を提供する事業者に対しては、製品メーカーの要求を満たすことができるかヒアリングを行います。両者の意見から安定的に供給ができるよう調整を図りたいと考えております。

事業の実施にあたり、エコスタッフ・ジャパン(株)と共同して取り組み、加藤商事(株)が窓口作りを、エコスタッフ・ジャパン(株)が調達先との調整を行う予定です。

田中石灰工業(株) (高知県南国市)

【事業名】

高効率洗浄技術の導入による産業廃棄物低減・
品質向上の技術施設

【事業の背景】

当社ではプラスチック製容器包装のリサイクル事業を営んでおりますが、産業廃棄物の中でも特に油汚れや有機物が付着している廃プラスチックは洗浄が難しくリサイクル品の品質が低いことに着目し、効率的に汚れ成分を除去し、リサイクルプラスチックの品質向上することによる付加価値



を付け、新規用途への展開を目的に当事業をスタートさせました。

品質の向上を図るためには原料となるプラスチックの洗浄効率を上げることが必要不可欠と判断し、様々な検討を実施したところ、『ファインバブル』という手法に行きつき、本事業の実用化に向けて取り組んでいます。

【事業の概要】

有機物や油成分が付着しているプラスチックは、水で洗浄した程度では完全に除去されず、また乾式洗浄法等を用いた摩擦による除去も洗浄効果は低く、洗浄後も臭気や粘稠性の油汚れは残っていました。そこで強固に付着した汚れや表示シールなどが含まれている産業廃棄物をより簡便に洗浄する手法を高知工業技術専門学校の秦准教授にご協力いただき『ファインバブル』の微細粒子表面の帯電作用を応用して汚れに付着し浮上分離させる効率的な洗浄技術を見出しました。

本事業では以下の4段階での実施を予定しております。

- ①的確な情報収集による目標品質・価格の設定
- ②ファインバブル発生装置の最適設置場所の検討
- ③分析機器導入による継続的な評価
- ④試作費の評価・新規用途調査

本事業は従来の洗浄技術と比較して化学薬品や装置の大幅な改造を必要とせずに洗浄効率が向上するため、環境に優しく効率的な洗浄手法であるといえます。また当事業の洗浄品はリサイクル品でありながら高品質であるためプラスチックの物性が向上し、従来のリサイクルプラスチックでは物性面から不可能であった用途への展開が期待できます。

(株)パブリック(香川県観音寺市)

【事業名】

電池選別機の開発(電池類を形状・サイズ別に分ける選別機の開発)

【事業の背景】

事業所から排出される電池類は電池として分別排出されるものもありますが、ほとんどが廃棄物に混入されて排出されており、結果として埋立処分されています。

また、リサイクルの状況は処分業者の選別ライン等で回収しても汚泥等の付着により選別することが難しく、また、回収しても埋立処分せざるを得ないものが多い他、砂や小石等の異物が混入された状態でドラム缶等の容器に入って搬入されることが多く、リサイクル先の要望する電池の分別ができず、リサイクルが困難な状況にあります。また、リサイクル目的で受入れを行うにしても、小



ロットでの受入れがほとんどで、手間がかかりすぎて業としての処理が難しい状況にあります。

そこで本事業では、リサイクル先の要望に対応できる電池選別機の開発を行います。

【事業の概要】

本事業で用いる電池選別機はテスト機をすでに開発し、特許にかかる基本技術は確認しております。本事業では、異物が混入した状態の電池類及

び質の悪い電池類の選別にも使用できるシステムを開発する等、分別精度の向上及び作業性の良さ

の向上を目標とし事業に取り組みます。

(株)フジゲン(徳島県徳島市)

【事業名】

廃乾電池の分別・リサイクルシステムの開発

【事業の背景】

現在実施されている廃乾電池の処理はそのほとんどが埋立処分であり、分別されて処理に回るのはごく一部です。また、この処理もマテリアルリサイクルと呼べるものではなく、処分を行う工場も数か所しかないため大きな輸送エネルギーを伴うものとなっています。現状では、世界的にみても廃乾電池リサイクルが可能なプラントが存在していません。

本事業では廃乾電池リサイクルを目的としたプラント設計・構築技術を研究開発します。これにより、(1) 廃乾電池の埋立量を低減し、(2) レア金属を含む金属類のリサイクルを可能とし、(3) 長距離輸送を伴うエネルギー消費の無駄を軽減する、という3課題を同時に解決することに期待できます。

【事業の概要】

本事業の実施においては、次の3つを課題としております。

課題①「種類別分別工程」



課題②「成分分離工程」

課題③「リサイクルプラント稼働による各種環境負荷及び事業採算性の検証」

また、実証プラントの設計・試作を目標として以下の課題に取り組みます。

- ・各工程で小規模な実証プラント設計・試作
- ・一次電池と二次電池の分別ノウハウを確立
- ・試作した実証プラントにて中間処理の許可申請
- ・全国の乾電池リサイクルの市場性・事業採算性を検証

これらの取組みをし、世界で初めての廃乾電池リサイクルを目的としたプラント設計・構築技術を研究開発いたします。



建設現場従事者の

産業廃棄物・汚染土壌排出管理者講習会

【総合管理コース】【産業廃棄物コース】【残土・汚染土コース】

【リデュース・リユース・リサイクル推進功労者等表彰(平成26年度)]受賞講習

※CPDS（継続学習制度）認定講習

新築、解体、リフォーム、設備、内装、掘削工事など、広く建設現場に従事される方々を対象に、産業廃棄物、汚染土壌や残土の適正処理に関する講習会を開催します。

【開催日程(定期講習)】

【総合管理コース】

平成29年 5/12、7/21、9/15、11/17

平成30年 2/16

時間：13:00～17:30 受講料：9,000円

【産業廃棄物コース】

平成29年 6/16、10/20

平成30年 1/19

時間：13:00～15:00 受講料：3,000円

【残土・汚染土コース】

平成29年 6/16、8/18、10/20、12/15

平成30年 1/19

時間：15:30～17:30 受講料：3,000円

※講習会場：当財団会議室

【出張講習(講師派遣)】

・10名程度以上で開催を希望される場合

・土、日、祝日、夜間の開催も可

※講師の交通費(実費)を負担願います。

また、講習会終了後の受講料の請求となりますので、受講者数が未確定でも開催できます。

【配布物】



車両表示用シール(226×125mm)
ヘルメット用シール(45×70mm)

【総合管理コース】

- ・産業廃棄物コース、残土・汚染土コースの内容を総合的に解説します。
- ・企業の環境・廃棄物管理担当者等を対象とします。

【産業廃棄物コース】

- ・建設廃棄物の取り扱いについて、違反事例など、トラブル事例を踏まえて解説します。また、以下の環境法令などを解説します。
- ・土壌汚染対策法、建設リサイクル法、水質汚濁防止法、フロン排出抑制法、他
- ・公共工事における関連通達、マニュアル等

【残土・汚染土コース】

- ・工事に伴う残土の取り扱いについて解説します。また、以下の関連法令などを解説します。
- ・自治体の残土条例
- ・土壌汚染対策法
- ・廃棄物処理法の概要と廃棄物混じり土等
- ・公共工事における関連通達、マニュアル等

※修了者をホームページに掲載中(希望者のみ掲載)

—講習内容、現地開催などのお問い合わせをお待ちしております—
講習会事務局 おおみ 碧海、片山



残土・汚染土壌運搬担当者講習会

- ・講習会の今後の進め方について
- ・トピックス「土壌汚染対策法の一部を改正する法律案」の閣議決定について

1. はじめに

本講習は、平成22年4月の土壌汚染対策法の改正・施行を受け、汚染土壌の運搬時に必要な運搬基準等の必要な知識を習得して頂き、適正・安全な運搬を推進することを目的として平成22年8月より開催しています。

現在、講習会の開催状況や受講者からの要望、残土の不適切な処分等の実態を受けて本講習が一層の役割を担うべく検討会を設置して準備を進めています。また、平成29年3月には新たな法改正案が閣議決定され国会で審議されています。

新たな講習として検討している内容を整理して報告します。

■トピックス■

環境省は、改正法の施行から5年が経過したことから、施行状況の検討を行っており「土壌汚染対策法の一部を改正する法律案」が平成29年3月3日(金)に閣議決定されました。第193回国会に提出される予定です。

(参考)

「土壌汚染対策法の一部を改正する法律案」について

1. 法改正の背景

- (1)法律の附則に定める施行状況の検討
- (2)形質変更時要届出区域における規制の合理化
- (3)土壌汚染に関するより適切なリスク管理を推進するための措置

2. 法律案の概要

- (1)土壌汚染状況調査の実施対象となる土地の拡大
- (2)汚染の除去等の措置内容に関する計画提出命令の創設等
- (3)リスクに応じた規制の合理化
- (4)その他

3. 施行期日

- 2(1)~(3)：公布の日から2年以内の政令で定める日
- 2(4)：公布の日から1年以内の政令で定める日

※詳細は環境省HPを参照願います。

<http://www.env.go.jp/press/103723.html>

2. 講習会の開催状況

平成22年度から平成28年度末までに財団内での定期講習計55回、外部での出張講習計22回実施し、総計797名が受講されました。

3. 今後の進め方について

(1)現状の整理

- ・本講習会の受講者は未だ十分でない状況にあります。また、各地で残土等の不適切な処分が顕在化してきているなかで、汚染土壌・残土の適正処理を進めるためには、運搬者への法制度の一層の周知徹底が重要になっています。
- ・汚染土壌処理業者等の関係者から、土の運搬現場で直接携わっている運搬者への法制度や運搬実務の理解を更に求めていく必要があるとの指摘や、本講習会の修了者から、講習内容を拡充して欲しいとの意見が寄せられています。

(2)新たな講習として

- ・講習内容について、法制度の他に運搬の実務に関するノウハウ等を加え3時間程度とします。
- ・講習内容の理解の確認のため30分間の試験を行います。
- ・(一社)日本汚染土壌処理業協会の協力を得て実施します。

(3)今後の進め方

検討会を設置して講習の実施方法、テキストの内容、考査問題等について検討を進め新たな講習として開催することを目指しています。

詳細についてはHP等にてご案内します。

【産廃情報ネット】

<http://www.sanpainet.or.jp/>

平成29年3月8日(水)に第15回理事会、同月24日(金)には第11回評議員会が開催され、それぞれ以下の議案について承認を頂きました。

また、財団設立25周年を迎えるのを機に、事業運営の刷新を図るため新事務所への移転計画が示され、併せて承認を得ました。

第15回理事会

第1号議案 「平成29年度事業計画」に関する件

第2号議案 「平成29年度収支予算」に関する件

第3号議案 「評議員会の開催」に関する件

第11回評議員会

第1号議案 「平成29年度事業計画」に関する件

第2号議案 「平成29年度収支予算」に関する件

第3号議案 「債務補償基金の返還について」に関する件

第4号議案 「評議員の選任」に関する件

選任された評議員は以下のとおりです。

(前任) 森崎 隆善 電機事業連合会 立地環境部長

(後任) 小川 喜弘 電機事業連合会 立地環境部長

<新事務所の概要>

- ・東京都港区虎ノ門1丁目1-18
ヒューリック虎ノ門ビル10階(地下1階、地上11階建)
- ・最寄駅 東京メトロ銀座線 虎ノ門駅9番出口
- ・平成29年6月5日移転予定



最寄駅：

東京メトロ銀座線 虎ノ門駅(9番出口)より徒歩1分

東京メトロ千代田線・日比谷線・丸ノ内線 霞ヶ関駅より徒歩5分

都営地下鉄三田線 内幸町駅より徒歩5分

JR線・都営浅草線 新橋駅(日比谷出口)より徒歩10分



産業廃棄物処理業 経営塾

平成29年度

第14期生 募集開始!!

当財団では、次世代の産業廃棄物処理業を担う経営責任者を育成すべく、標記経営塾を平成16年度より開催しております。産業廃棄物処理業を経営していく上で必要とされる様々な知識や見識及び全国で活躍する同業者との繋がりをより深めてもらうことを目標としており、今年度で14期目となります。

◇スケジュール

日 時	カリキュラム
6月9日(金)	産業廃棄物処理事業概論
6月19日(月)	産業廃棄物にかかる法制度・行政
7月13日(木)~14日(金)	夏季合宿研修~中長期ビジョンの策定と経営戦略の立案~【グループ討議】
7月20日(木)	産業界・排出事業者
8月2日(水)	コンプライアンス
8月3日(木)	産業廃棄物処理業の経営Ⅰ
8月29日(火)	産業廃棄物処理業の経営Ⅱ
9月7日(木)	施設見学
9月8日(金)	廃棄物技術
9月21日(木)	施設計画・財務
10月12日(木)	ワークショップ ~労働災害低減に向けて~
10月26日(木)~27日(金)	秋季合宿研修【グループ討議】
11月24日(金)	処理業経営者に期待すること
12月8日(金)	卒塾式

※詳細につきましては財団HPをご覧ください。

- ・ 募集人員：35名
- ・ 申 込：入塾願書(HPに掲載)を送付願います。
- ・ 応募締切：平成29年5月12日(金)
※定員に達し次第、締め切らせていただきます。
- ・ 選考方法：当財団の資格審査により選考致します。
- ・ 受 講 料：54万円(税込)

◇申込・問合せ先

産業廃棄物処理業経営塾・事務局

公益財団法人産業廃棄物処理事業振興財団

〒101-0044 東京都千代田区鍛冶町2丁目6-1 堀内ビルディング3F

TEL：03-3526-0155 FAX：03-3526-0156

担当：兼子 E-mail：jyuku@sanpainet.or.jp



産業廃棄物処理業 経営塾OB会

平成28年度 ワークショップ活動成果発表会 開催される

さる2月24日、行政・排出事業者・処理業経営者など50名の来賓ならびにOB会員114名の参加のもと、経営塾OB会の平成28年度ワークショップ活動成果発表会が経団連会館にて開催されました。

ワークショップ活動は平成20年度より開始され、毎年度、成果発表会を通じて検討の成果を広く情報発信し、環境省をはじめ行政関係者や排出事業者などに、産廃処理に係る課題の具体的な改善方策などを提言しています。今年度は、「適正価格と信頼」を共通テーマに、各ブロックにおいて適宜個別テーマも含めて検討が重ねられてきました。当日は、各ブロックリーダーから限られた時間の中で活動の成果が要領よく発表されるとともに、参加者間で意見交換が行われました。発表会の模様を紹介します。



会場全体の様子

1. 基調講演

発表に先立って、基調講演として、構想四国の石井亨代表より「不法投棄の原点 豊島問題を考える」と題して講演をいただきました。以下は、講演の概要です。



基調講演を行う
石井亨氏

棄物不法投棄事件です。総量50万トン（46万³）に及ぶ産業廃棄物が不法投棄され、多種多様な有害物質が瀬戸内海に流失しました。処理期間10年（処理施設設置期間等を含むと17年）、処理費用767億円が見込まれるという、世界に例のない汚染からの回復事業が続いており、豊島住民は監視する立場で香川県と共同して回復事業に取り組んでいます。

(2) そもそも1975年に豊島に処理場を建設する許可申請が出されたことが事件の発端となりましたが、美しい豊島の国立公園内に全国から有害産業廃棄物を持ち込む内容であったことから、住民

(1) 豊島問題はわが国の公害史に残る有害産業廃

は処理場の建設に強く反対しました。にもかかわらず、香川県は1982年、製紙汚泥・食品汚泥、木くず、家畜のふん尿を取り扱い、ミミズの養殖による土壌改良剤化事業に限る、間違いは起こさせないとして、事業を許可しました。その後1983年頃から処理業者がシュレッダーダストや廃油、汚泥等の産業廃棄物を大量に搬入して野焼きや不法投棄を行うようになり、これに伴う大量の煙や異臭で、住民に健康被害が発生するようになりました。住民は事業の中止を県に要請し、様々な手段で繰り返し中止を求めましたが、事業は継続され、ようやく1990年に兵庫県警が摘発し、翌年に事業者が逮捕されることによって、事業は中止されました。後には膨大な廃棄物が残されることになりましたが、県は、有害と思われるものから順次撤去を進めた、概ねこれら作業を終えたとして、約1,300トン撤去したところで安全宣言を出しました。

(3) これに対し、住民は敗北の時代から再起し、自ら事件の洗い直しに乗り出しました。関連する訴訟の資料からは、県が処理事業者の違法行為を黙認したどころか、合法に見せかける入れ知恵までしていたことが判明しました。住民は公害調停の申し立てをし、調停委員会専門委員の調査の結果から、廃棄物の総量は県の発表の3倍(50万トン)に達し、鉛などの重金属、ダイオキシンなどの有機化合物による汚染が著しく、汚染は地下水・直下土壌にまで及び瀬戸内海に流出していることが判明したのです。

(4) 問題の解決には国民、県民の支援が必要であり、住民は広く世論喚起を行うべく、東京や香川県内各所に出向き、豊島問題解決への理解を求めました。ようやく2000年6月に調停が成立するまで、紛争発生から実に25年の歳月を要し、調停成立までに住民が起こした行動回数は7千回以上、住民が負担した活動費は1億6千万円に及び

ました。またその間に豊島が被った風評被害は算定不能の大きなものです。

(5) 廃棄物等の処理対策はたやすい方法ではありませんでしたが、豊島住民が県と対策を話し合い、2003年9月に処理事業の本格操業が開始されました。住民は一貫して、処理の結果、生成される副産物を全量再利用することを求めています。汚染された土壌の掘削は本年3月末に終了する予定ですが、全量再利用の方針はあくまでも堅持されなければならないと考えています。処分地の水処理はこれからまだ十数年もかかります。美しかった豊島が元の姿に戻るよう、最後まで見守っていくつもりです。

2. 「絶対にマケられない戦いがそこにはある」 (東日本Aブロック)

東日本Aブロックのリーダーである高俊興業(株)の西田圭一郎氏(第8期卒塾)が、「絶対にマケられない戦いがそこにはある」と題して発表しました。適正価格を廃棄物処理の裏

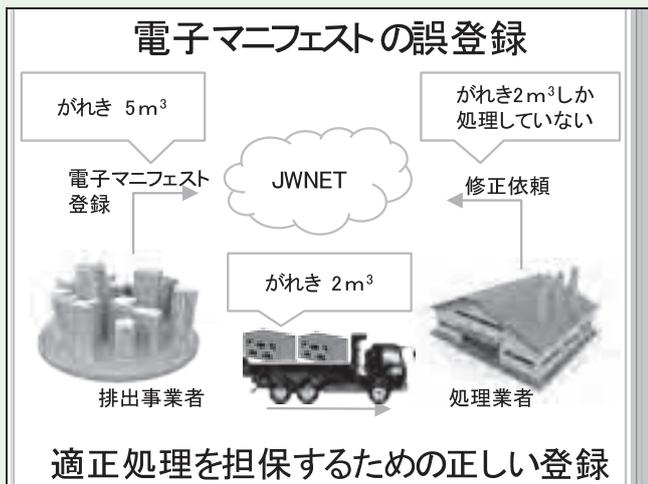


東日本Aブロックリーダー
西田圭一郎氏

側から考えられないかということで、事務処理の実態の可視化を狙って実施したアンケート調査の結果をもとに、事務処理に要する時間、費用などその実態を認識することで、排出事業者、処理業者双方が思う適正価格に近づくのではないかと、双方がより良いパートナーに近づくのではないかと問題提起しました。

【発表内容】

東日本Aブロックに所属する会員企業を対象に実施したアンケート結果からは、マニフェスト管理の事務コストに平均432万円/年を要し



排出事業者の皆さま

価格は業者選定の重要な要素です

しかし、満足度を上げるためサービスや
適正処理を担保する事務処理でも
これだけの費用が発生していることがわかりました

安心・安全は当たり前ではありません

単に処理価格としてではなく適正処理を
担保する作業についても考えていただくと幸いです

絶対にマケられない戦いがそこにはある

ていること、本来は排出事業者が購入する紙 manifests を処理業者が準備するケースもあり、そうした準備コストに平均63.7万円／年を要していることなどが判明しました。さらに排出事業者の要望に応え、処理業者が manifests 付随のオリジナル報告書や行政に提出する交付等状況報告書を作成することもあり、そうした作業にそれなりの事務コストがかかっていることも明らかになりました。実態として、紙 manifests の処理では、社員数が多いほどシステム化、専任化が進んでいると思われること、電子 manifests 化は小規模の処理業者において停滞していることなどもわかりました。こうした事務処理に関連して言えば、電子 manifests

トでは、排出事業者の登録が3日以内になっていることが廃棄物の流れと情報にタイムラグを生み、余計な作業を生じさせており、現在進められている簡便に登録・修正できるシステム開発ができた後は、処理業者に引き渡した当日に登録すると改めるべきではないかと考えます。

今回のアンケート結果から明らかなように、排出事業者の要望に応えるべく、処理業者は適正処理を担保する事務作業に費用をかけています。価格を単に処理価格としてではなく、適正処理を担保する manifests などの事務作業コストについても考えていただくと幸いです。紙 manifests の保管や返却にもコストがかかります。また適正処理に向けては、事務処理の面でも排出事業者の協力が必要であり、例えば電子 manifests の登録・修正・削除の速やかな対応などをお願いしたいと思います。行政におかれても、先述の電子 manifests 登録日を引き渡し日にするといった改善や、アプリのバージョンアップの際などには現場の声を聴く機会を設け、適正処理を担保しつつも、IT活用を視野に入れた廃掃法の運用を進めるなど、是非検討いただければ幸いです。

3. 「信頼を得るためには？」 (西日本ブロック)

西日本ブロックのリーダーである(株)富士クリーンの町川和倫氏(第11期卒業)が、「信頼を得るためには？」と題して発表しました。これまでの西日本ブロックの取組を進展させ、今年度行った環境学習の実施内容を具体的に明らかにするとともに、「環境教育」、「廃棄物業



西日本ブロックリーダー
町川和倫氏

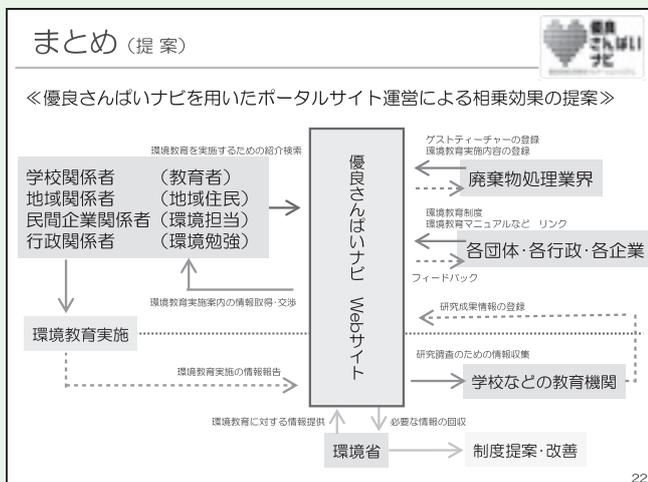
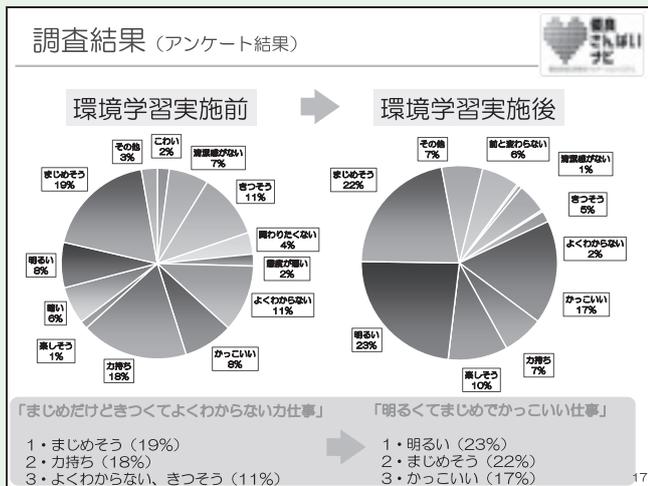
界の地位向上」などパッケージングした取組を地道に続けていくことで、「信頼」が得られ、業界全体の評価向上につながっていくと報告しました。

【発表内容】

今年度は、京都市内小学校、赤穂市内小学校（兵庫県）、茨木市内小学校（大阪府）と3回にわたって4～5年生を対象に環境学習を実施しました。廃棄物等に起因する問題を切り口に環境問題を学習するパターンと、身近なごみの減量化から廃棄物処理について学ぶパターンの2通りで授業を進めました。グループワーク形式の中で環境クイズ等を取り入れ、わかりやすく理解してもらうことに努める一方、児童たちの自由な意見や発想を尊重し、発表の良い箇所を必

ずほめるようにする等、いろいろと工夫して授業に臨みました。授業終了後に実施したアンケート調査からは、環境学習を受けた結果として「おもしろかった」、「勉強になった」などポジティブな回答が91%を占め、前向きな影響を与えられたことが確認できたとともに、廃棄物処理業者に対するイメージは、「まじめだけどきつくてよくわからない力仕事」から「明るくまじめでかっこいい仕事」に変わったことが読み取れました。

今後は、中高生や大学生なども対象に実施回数を増やして地域への対応を踏まえた環境学習を進め、廃棄物業界への興味関心を持ってもらい、ひいては廃棄物業界の発展につなげていくことが課題です。課題解決に向け、優良さんばいナビを用いたポータルサイト運営を行い、相乗効果を得ていくことを提案します。廃棄物処理業界からゲストティーチャーや環境教育実施内容をWebサイトに登録する一方、学校関係者などが環境教育を実施したい時に検索をかけられるようにすることで実施数を増やしていくとともに、環境教育実施後の情報報告をWebサイト上に行うことで、情報をもとにしたさらなる改善や新たな制度の提案にもつながられるのではないかと考えます。



信頼を得るためには？

4. 「適正価格と信頼」 (東日本Bブロック)

東日本Bブロックのリーダーである野村興産(株)の岩瀬博樹氏(第11期卒塾)が、「適正価格と信頼」と題して発表しました。価格の構成要素や不適正価格の事例、さらには見積



東日本Bブロックリーダー 岩瀬博樹氏

から処理までの対話プロセス例を紹介しながら、排出事業者と処理業者とのコミュニケーションが大切であり、相互信頼に基づき双方が合意した価格が適正価格であると主張しました。

【発表内容】

法令遵守を前提とした上で、価格(処理費)には様々な構成要素があります。WDSのチェック項目が117もあるように、廃棄物の性状に応じた処理が求められ、処理費は変わってきます。埋立処分とするのか、リサイクルをどこまでやるのか、CO₂対策を重視するのかなど、処理方法によっても処理費は異なります。さらには排出量の多寡やリサイクル品の売却状況といった需要と供給も勘案されます。こうした様々な構成要素に応じ、排出事業者が選択する中で、価格は設定されるわけで、一律な適正価格はなく、適正価格はオーダーメイドです。廃棄物処理と単純に比較することはできませんが、100円のコーヒーも1,000円のコーヒーも、それぞれ理由があって選ばれるわけで、コーヒーの適正価格はいくらか、一概に言えません。決める(選ぶ)のは消費者です。

適正価格を探るヒントを得るべく、逆に不適正価格とは何かを考えてみたいと思います。収集運搬及び処分の仕事において、どう考えても収集運搬費を計上していないのではないか(収集運搬費が極端に低すぎる)といった事例、計量のごまかしをして、処分数量を水増ししているのではないかといった事例、あるいは排出事業者からみて、提供されたサービスに満足できなかった場合は、不適正価格と言えるでしょう。

適正価格はオーダーメイドで決まっていますが、排出事業者、処理業者双方が見積、契約締結、収集、処理というステップ毎に各プロセスで確認して取り組むことが求められる事項は挙げられます。こうしたプロセスの一例をステ

不適正価格とは？ 事例紹介

- ・収集運搬及び処分の仕事において、どう考えても収集運搬費を計上していないのではないか・・・
- ・計量のごまかしをして、処分数量を水増ししているのではないか・・・
- ・感染性廃棄物処理の案件で容器費用のみの価格で受注しているのではないか・・・

- ・排出事業者の視点
提供されたサービスに満足できなかった場合

結び 信頼に基づく適正価格

廃棄物コミュニケーションが大切です！！

一律に適正価格を決めることはできませんが、排出事業者と産業廃棄物処理業者とのコミュニケーションにより相互信頼関係が構築され、その信頼に基づき双方が合意した価格が適正価格となっていきます。

適正価格と信頼

アップ毎に対話形式でまとめてみましたので、是非参考にさせていただきながら、排出事業者、処理業者間でコミュニケーションを図り、相互信頼関係を構築していただければ、適正価格が生まれてくると考えます。

5. 「適正価格と信頼」 (中部ブロック)

中部ブロックのリーダーである(株)橋本の橋本和彦氏(第11期卒塾)が、「適正価格と信頼」と題して発表しました。処理方法によって処理費がどのように変わるかを具体的なケース毎に数値で示すなど、定量的な分析結果をも



中部ブロックリーダー
橋本和彦氏

踏まえながら、適正価格と信頼は排出事業者、処理業者双方のコミュニケーションの上に成り立つ

ものであると説明しました。

【発表内容】

今年度は昨年度の中部ブロックの検討を進展させ、廃プラ1トン进行处理する事例においてどのような結果が生まれるか、資源循環量、地球温暖化防止への寄与に加え、新たに経済性の面も含めて様々な処理方法（埋立、RPF製造、単純焼却、焼却＋発電など計7ケース）毎に比較してみました。その結果、温暖化防止への寄与度、資源循環量が高い処理方法ほど処理費用は上がることが明らかになりました。

付加価値の高い処理をすれば、それだけ費用が必要になるのは当然とは言えますが、さらに同じ処理プロセスを採用したとしても、処理費は廃棄物の荷姿や化学組成によって変動します。例えば直投できない荷姿であれば、前処理が必要となって人件費が増加しますし、S、CL分の含有量が多くなると炉内に腐食が発生し、メンテナンス費などが増加します。水分が多くなれば、炉内温度が低下し、燃料費が増加します。

そこで、処理依頼のあった段階で、処理業者はサンプルやWDSなどの廃棄物情報の提供を受けて廃棄物を分析し、排出事業者の望む資源循環・温暖化防止・経済性を考慮して、適切な処理プロセスを設定の上、処理費を算出します。排出事業者と処理業者双方で価格設定に向けて

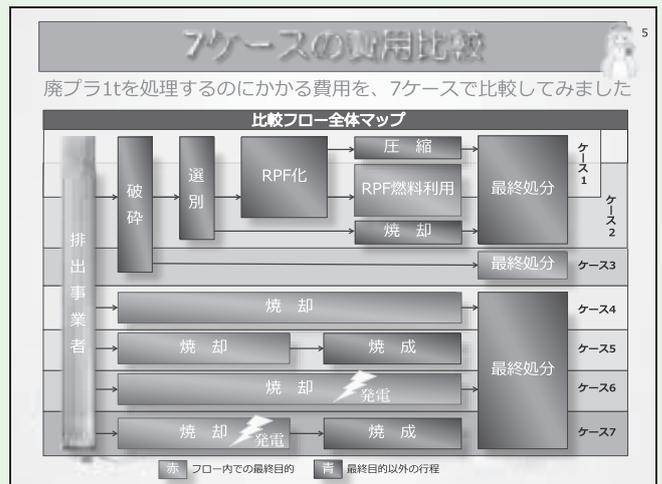
ワークショップ活動成果発表会への参加者は年々増加し、反響も大きなものとなってきています。今回も、排出事業者などの参加者の方々から、「現場での具体的な検討事例を聞いて、貴重な参考となった」、「処理業者の方々の課題解決に向けた熱意が伝わった」など、継続的な取組、さらなるレベルアップを期待する声が多数寄せられました。

今後も、産廃処理をめぐり直面するテーマを選んで、全国のネットワークを活用した、経営塾OB会ならではの検討を行っていきます。引き続き経営塾OB会へのご支援をよろしくお願いいたします。

※発表資料掲載URL

http://www.sanpainet.or.jp/service08_6.html

(経営塾事務局)



処理費は

処理費は廃棄物の荷姿と化学組成で変動します

焼却の場合

荷姿

組成

荷姿が操業に与える影響

どのような	発生する手間	コストへの影響
直投できない荷姿	前処理が必要	処理費の増加

化学組成が操業に与える影響

原因組成	発生するトラブル	コストへの影響
可燃分	炉内負荷の変動	能力が変動 燃料費の増加
S、Cl 分	含有量が多くなると腐食が発生	メンテナンス費増加 薬剤使用量の増加 灰処分費の増加
水分	炉内温度の低下	燃料費の増加 乾燥プロセス等の増加
灰分	含有量が多くなると燃え残量が増加	灰処分費の増加

適正価格と信頼

の検討内容(情報)を共有し、さらに検討・確認の上、折り合った価格が適正価格となるのです。コミュニケーションによって適正価格が導きだされ、信頼が築かれると言えるでしょう。

企業

経営塾 OB会

紹介

(株)ヴァイオス

専務取締役 経営塾10期生
吉村 享

企業名 株式会社ヴァイオス

所在地 和歌山県和歌山市西庄295番地の9

代表者 吉村英樹

創業 1968年5月10日

設立 1978年5月10日

資本金 3,000万円

■会社概要

(株)ヴァイオスは、昭和42年に浄化槽施工・維持管理業として創業した。私が有機性汚泥の廃棄物をリサイクルして肥料を生産(堆肥化)することを思い付いたのは、東京で開かれた環境事業の勉強会に出席したことがきっかけだ。江戸時代にはし尿が有償で農家に引き取られていた歴史を学び、業務転換することを決意。有機系廃棄物の収集運搬および各浄化槽の維持管理という業務に、リサイクル業務を加えて、平成13年に肥料生産工場を、15年に処理施設の桃山リサイクルセンターをそれぞれ操業した。肥料生産工場では、発酵肥料「ばいおこんぼ」を生産している。肥料業界の競争も激しい中、最初は使用をためらう農家も多かったが、肥料の利用方法など農家に対する勉強会や啓発運動を地道に重ね、自らもニンニクなどの農作物を生産するなどして、顧客を開拓していった。

こうした中、有機系廃棄物の海洋投棄を全面禁止する国際条約が19年2月に施行されるのを前にして、桃山リサイクルセンターの処理能力を大幅増強させ、本格的なリサイクルシステムを確立することを計画。ろ過機能を持つ中空糸膜の技術と施設設備の開発などを行う愛媛県松山市の(株)ダ



桃山リサイクルセンター



桃山リサイクルセンター内の汚砂洗浄施設

イキアックスなどと連携体を組成し、18年7月に新連携事業の認定を受けた。

開発したリサイクルシステムは、海洋投棄されていた有機系廃棄物を陸上処理施設で微生物反応によって浄化・再生させるというもの。焼却処理を行わないため、ダイオキシンや温室効果ガスが

発生しないうえ、重油などの化石燃料も不要。また、ろ過工程で使用する中空糸膜は7年間交換不要なため運転コストの低減につながっている。創業当初から全国を回り、低コストで環境に配慮したリサイクル技術であることを訴え、市場ニーズの掘り起こしと、し尿処理の委託先の開拓に努めている。有機系廃棄物は99%がリサイクルされ、低コスト・高品質の有機質肥料が出来上がる。当社では、有機質肥料の効果の実証と、資源循環型農法を実現するため、22年にグループ会社として農業生産法人ヨシムラファーム（和歌山県紀の川市）を設立。ニンニクや桃、さらにはハウス栽培で人気の高いフルーツトマトを栽培している。

リサイクル部門の売上は24年2月期で6年前に比べ15倍の約3億円にまで拡大。これに伴い、会社全体の売上も、同時期で3億円から今期売上7億2千万円に大幅に拡大している。従業員も30名から50名に増員した。

■事業展開

(株)ヴァイオスでは東日本大震災以後の再生エネルギーへの関心の高まりを受けて、リサイクルして農業展開という従来の事業に加え、有機系廃棄物からメタン発酵技術によってエネルギーを取り出す事業にも注力している。

自社で開発した「小型メタンガス発電プラント」は、海上輸送用20フィートのコンテナ2基に、発酵槽、ボイラー、発電機、制御盤などのすべての装置を収納したオンサイト型システム。コンテナで納品するために、コンパクトで、取り付け工事は2日ほどで済み、そのままの形状で海外に輸出できるのが強みである。

設置後すぐに稼働できる点が災害に強いとして、「ジャパンレジリエンス・アワード(強靱化大賞)」2016年の優良賞を受賞。さらに6月30日には、国際協力機構 (JICA) の中小企業海外展開支援事



小型メタンガス発電プラント



コンテナ納品のような。据付後、配管接続や試運転、制御設定等は2日間で可能

業～基礎調査～で、同プラントを活用した有機性廃棄物の再資源化システムの構築が採択され、タイで基礎調査を進めることが決まった。

製品ラインナップは、中温発酵（適温36℃）と高温発酵（適温55℃）の2タイプ。処理能力は、最小構成の発酵槽15m³タイプで、1日当たり0.5トンの生ごみから15m³（濃度55%）のバイオガスが発生する。発酵槽の入ったコンテナを追加で3基まで追加することが出来るため、現場に応じて処理能力をアップさせることも可能だ。価格は中温タイプで2,400万円（税抜）から。

(株)ヴァイオスではグループ会社の農業生産法人ヨシムラファームに中温タイプを設置して、副産物である消化液の農地還元に向けて実証を進めてきた。ヨシムラファームには食品工場と農場が併設されているが、現在、消化液を液肥としてニンニクやトマト等の栽培に活用し、化学肥料の大

幅削減に成果を出している。

また、発酵の原料には同工場から出る野菜くずを利用し、「処理過程で出る余剰熱は、ビニールハウスの加温や、食品加工のための熱源に使用するシステムにしたい」として、エネルギーのカスケード利用も目指す方針としている。

3年後には社員を60~70名に増やすとともに、売上高10億円を達成させることを目標にしている。また、借入金を計画より前倒しで返済し、5年後には桃山リサイクルセンターに続く第2のリサイクルセンターを建設する構想を打ち出している。

JFE環境(株)

サーマル・ケミカル営業部
サーマル営業室長 経営塾13期生
山野 敦也

企業名 JFE環境株式会社

所在地 神奈川県横浜市鶴見区弁天町3番地1 (本社)

代表者 代表取締役社長 櫻井雅昭

設立 1977年10月29日

資本金 6億5,000万円

■沿革

弊社は、JFEグループの環境中核企業として1977年の創業以来40年目を迎えました。

横浜市鶴見地区における混合廃棄物処理事業よりスタートし、現在では横浜市に本社を置き、横浜、川崎、福山、仙台の4地区を拠点に事業を展開。ペットボトルその他の廃プラスチック類や、蛍光灯、廃液等のリサイクル事業、焼却炉事業等を柱に「総合環境・リサイクル企業」として高度化するお客様のリサイクルニーズにお応えしています。

■環境方針

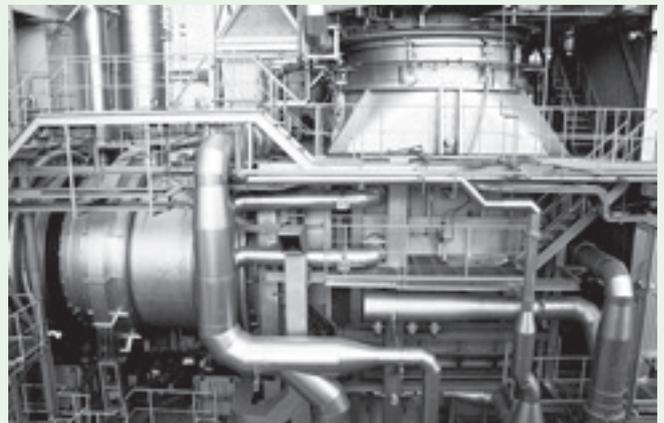
「JFE環境グループは、最新の技術で環境・リサイクル事業を推進し、より良い地球環境の創造に貢献します」を基本理念として、循環型・低炭素社会実現への貢献、環境負荷リスクの低減、地域・社会との共存を目指して、環境マネジメントを全社員で推進しています。

■事業内容

リサイクル事業として、廃液や蛍光灯・乾電池



横浜エコクリーン全景



川崎エコクリーン ロータリーキルン+ストーカ式焼却炉



製鉄原料製造設備(扇島)

リサイクル、廃プラスチック類（再生ペレット、RPFの製造販売、焼却）、廃家電からの金属回収等々を行っています。容器包装リサイクル関連では前記のペットボトルの他、仙台市にプラスチックパレットの工場を有し、さらに、仙台市、横浜市の委託を受け、家庭ごみ由来のプラスチックのベール化を行っています。焼却炉では横浜・川崎・福山に各1基の炉を有し、高次元でのサーマル・マテリアルリサイクル達成によりお客様の高い信頼をいただいております。収集運搬事業については、全国にまたがる許可を保有し、お客様のニーズにお応えしています。また、コンサルティング業務として、JFEグループをはじめとする広範なネットワークを活かした最適な処理・リサイクルスキームを提供しております。

■新たな試み

近年の新たな取り組みとして、2015年にスプレー缶の処理事業をスタートしました。

製品のまま破碎機に投入し、資源回収を行っています。2016年には首都圏で発生する汚染土壌を集荷し、船舶にて、提携している全国の処理業者へ輸送することによる低炭素物流システムの稼働を開始。さらに低濃度PCB積替保管事業や福島県復興事業に伴う、農業用ため池の放射性物質対策事業も開始しました。



福山RPF工場

今後の取り組みとして、2018年には食品リサイクル事業への進出を計画しています。

■環境・CSR活動

弊社では、省エネルギーや温室効果ガス削減にグループ全体で取り組んでおります。

「地球温暖化対策会議」を設置し、温室効果ガス排出削減に努めてまいりました。

また、省エネ法に基づいた全社の中長期計画の作成や横浜市・川崎市条例に基づく温暖化対策計画書を作成して、計画的な省エネルギーの推進に取り組んでいます。

具体的には、ISO14001において「環境目標」を毎年度策定し、

- ・焼却工場の排熱を利用した発電
- ・工場での処理工程における省資源の徹底
- ・CNG車の導入やGPSを利用した効率的な運行による物流関連の省エネルギー化
- ・リサイクル率アップ(資源効率向上への貢献)等を推進しています。

また、地域での環境保護活動への参加や、各種展示会への出典等を通して、幅広く環境問題への啓発活動を行っています。

JFE環境はこれからも顧客、地域の皆様とともに、地球環境の改善に取り組んでまいります。

No.82 2016年4月

G7エルマウ・サミットで取り上げられた「資源効率性」について
環境省地球環境審議官 小林正明
我が国循環産業の国際展開支援について
環境省循環型社会推進室 須賀義徳
水俣条約を踏まえた水銀廃棄物の環境上適正な管理について
環境省産業廃棄物課 服部麻友子
東京都医師会の水銀血圧計等自主回収事業の取組
(公社)東京都医師会理事 橋本雄幸
医療機関に退蔵されている水銀血圧計等回収マニュアル
第22回 全国担当者会議開催(2)
環境省主催フォーラム/ワークショップ
環境省 産業廃棄物処理業者の経営戦略策定ワークショップ
都道府県の産廃対策 [シリーズ第21回] 石川県
第54回 産廃懇話会を開催
平成27年度産業廃棄物処理助成事業 2社の事業へ助成決定!
調査研究 「産業廃棄物・汚染土壌排出管理者講習会」の目的と効果
理事会・評議員会
経営塾 平成28年度第13期生募集

No.83 2016年8月

廃棄物・リサイクル対策部長就任にあたり
環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部長 中井徳太郎
感度の高い受・発信機能と風通しの良い運営で社会に貢献
財団理事長 加藤幸男
食品廃棄物の不適正な転売事案の再発防止のための対応について
環境省産業廃棄物課/企画課リサイクル推進室
優良産廃処理業者認定制度 施行から5年が経過
PCB廃棄物特別措置法の一部改正について
調査研究 プラスチック等が混入した弾性廃棄物地盤の力学及
び環境特性に関する研究
「廃棄物に係る現地適正対応推進業務(新規)」の試行について
都道府県の産廃対策 [シリーズ第22回] 富山県
第55回 産廃懇話会を開催
サプライズ!さんばいプライズ 平成28年度産業廃棄物処理助成事業募集
日本廃棄物団体連合会総会ひらく
低濃度PCB廃棄物の無害化処理に係る大臣認定について
第13回理事会・平成28年度定時評議員会
講習会
経営塾 平成28年度第13期開塾
経営塾 平成27年度 ワークショップ活動成果発表会が開催される

No.84 2016年10月

産業廃棄物課長就任にあたり
環境省産業廃棄物課長 中尾豊
PCB廃棄物処理基本計画の変更及びPCB特別措置法政省令等
の改正について
環境省産業廃棄物課 福井和樹
平成29年度環境省予算概算要求について
都道府県の産廃対策 [シリーズ第23回] 愛知県
第56回 産廃懇話会を開催
低濃度PCB廃棄物の無害化処理に係る大臣認定について
講習会
図書紹介
経営塾OB会 平成28年度定時総会・記念講演

No.85 2017年1月

よりよい環境を未来に引き継ぐ
環境大臣 山本公一
資源循環システムの構築へ、いよいよ正念場
財団理事長 加藤幸男
第23回 全国担当者会議開催
PCB廃棄物の早期処理に係る広報について
低濃度PCB廃棄物の無害化処理に係る大臣認定について
環境省、環境再生・資源循環局新設へ
「プラスチック等が混入した廃棄物地盤の利活用のための地盤
評価マニュアル(案)」公開
都道府県の産廃対策 [シリーズ第24回] 新潟県
第15回 産業廃棄物と環境を考える全国大会
第57回 産廃懇話会を開催
講習会
図書紹介
第14回理事会
環境大臣表彰を受賞
経営塾 平成28年度卒塾式
経営塾OB会 平成28年度施設見学会
経営塾OB会 工場長・現場管理職勉強会

『産廃振興財団NEWS』のバックナンバーは全て、当財団WEBサイト (<http://www.sanpainet.or.jp>) で
ご覧いただけます(PDF形式)。

昨年、マレーシアの方々を大阪で案内する機会があった。その際、配慮したのが食事である。マレーシアはマレー系、華人系、インド系の三つの主要民族から成り立っている。その中でもマレー系が最も多く、イスラム教が広く信仰されている。来日メンバーもマレー系が多く、原則ハラール食を準備する必要があったが、夕食は自由行動とし、昼食にハラール食を準備した。

ハラール食とはイスラム法上で食することが許されている食材や料理を指す。

日本を楽しんでもらいたいとも考え、大阪の方の協力を仰ぎ和食ハラール弁当を手配した。この弁当の売りは泉州の水茄子で、水茄子農家と共同で世界に水茄子を売り込む企画の弁当であった。全員がハラール認証マーク付きの弁当を安心して召し上がっていた。自分も同じ弁当を食べた。和食だけあって薄味で美味しい弁当であった。一方、ハラール認証マーク

無しの食品について、特にお土産用のお菓子については、原料に酒類が使用されていないか何度も確認されていた。

自由行動の夕食時には、マレー系、華人系、インド系と自然に分かれ食事をされていた。ムスリムの方を尊重しつつ、各自の時間も確保するという彼らの姿勢が印象に残った。

このハラール弁当を契機に次のことを考えた。食事とは気候や風土が形作る、文化の象徴の一つであろう。自己の文化を維持しつつ、互いの文化も尊重するマレーシアの方々には見習うべき点がある。そして、和食とハラールを融合した和食ハラール弁当で、世界に和食を広めるという異文化交流もまた面白い。

以上、書き連ねましたが、近年酒量が増えており、酒量削減のため更にイスラム文化を学ぶべきかなどと考えつつ後厄の1年を過ごしたいと思います。

野村興産(株) 岩瀬博樹

閑話休題

和食ハラール弁当

経営塾11期生 岩瀬 博樹



編集後記

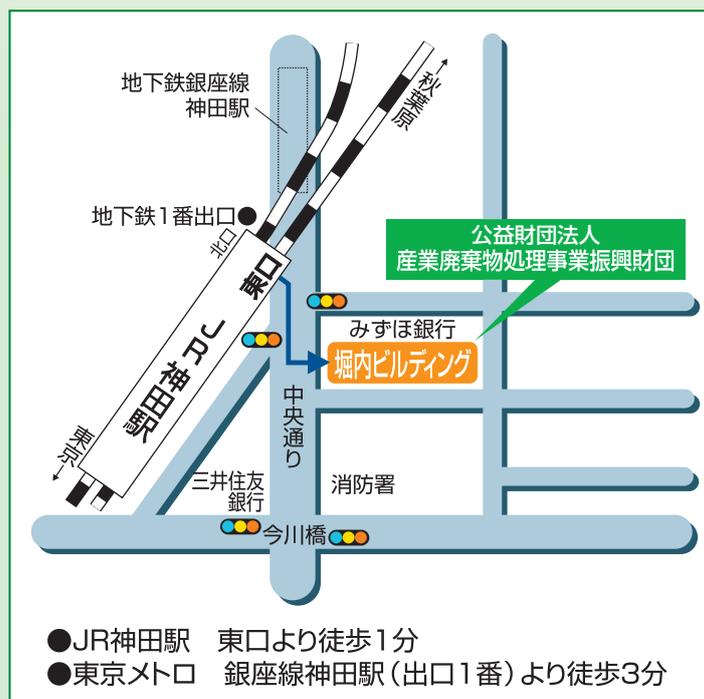
さる3月10日に廃棄物処理法の一部改正法案が閣議決定され、国会に提出されました。今回の法改正によって、循環型社会の形成に向けた更なる一歩が進められることになるでしょう。これに先立ち、中央環境審議会では専門委員会を設け、廃棄物処理制度全般の見直しを行っており、法改正事項以外にも、課題とその見直しの方向性を明らかにしています。中環審で取り上げたこれら諸課題が今後、どのように見直されていくのかについても、関心が寄せられるところです。

例えば、課題とされた「優良な循環産業の更なる育成」に向けて、優良産廃処理業者認定制度がいかに強化され、有効活用が図られていくのか、

具体的な見直しの内容が注目されます。優良産廃処理業者認定制度は、業界全体の振興を牽引する優良企業の育成、拡大を進めていく上で、不可欠のツールと言えるだけに、関係者の叡知を集めて改善策が取りまとめられることが期待されます。また、「廃棄物処理における有害物質管理の在り方」を課題として、今後、専門的な検討を進めていくべきとされています。このうち危険・有害物質に関する情報伝達のあり方に関しては、その不十分さに起因して利根川水系で取水障害が発生した事案等に鑑み、関係方面の理解を得て、速やかに排出事業者からの情報提供の枠組みを整備していくことが求められると言える

でしょう。さらには、「許可申請等の負担軽減や合理化」を課題として、その対応策に電子申請の活用があげられています。先般、経団連が提言書を出し、指摘しているように、廃棄物処理分野における情報の電子化の推進は、事務手続の合理化にとどまらず、様々な面から循環型社会の構築につながると考えられます。その具体的な推進に向けて、実効ある取り組みが着実に進められることが望まれます。

当財団は、本年、設立25周年を迎えるのを機に、6月に虎ノ門に移転します。引き続きご支援、ご協力をいただきますよう、よろしくお願い致します。(K.I.)



産廃振興財団NEWS

2017.4 vol.25 No.86

発行日 平成29年4月28日

発行人 加藤 幸男

発行所 公益財団法人 産業廃棄物処理事業振興財団
〒101-0044
東京都千代田区鍛冶町2丁目6番1号 堀内ビルディング 3階
TEL (03) 3526-0155 FAX (03) 3526-0156
URL <http://www.sanpainet.or.jp>

印刷 (株)環境産業新聞社

